

業 務 概 要

平成26年度版（平成25年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

はじめに

I センターの概要	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	
5. 平成26年度運営方針	
6. 平成26年度年間行事予定	
II 平成25年度事業実績	
◇身体障害者更生相談所編	
1. 相談・判定業務の実績	7
(1) 来所・定期相談	
(2) 巡回相談	
(3) 補装具・更生医療の判定	
(4) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況	9
(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2) 平成25年度の身体障害者手帳処理状況	
(3) 平成25年度の市町村別発行件数	
(4) 平成25年度末の所持者数	
(5) 法第15条の規定による医師の指定について	
(6) 手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	11
◇知的障害者更生相談所編	
1. 相談と判定	13
(1) 相談	
(2) 判定	
2. 判定書交付	13
3. 会議、研修会	14
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	15
◇精神保健福祉センター編	
1. 技術指導・技術援助	17
(1) 事業実績	
(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議	
(3) 講師の派遣	
2. 普及啓発	18
(1) 講演会	
(2) ビデオ・DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談	19
(1) 来所相談	
(2) 電話相談「心のダイヤル」	
4. 組織育成	21
(1) 島根県精神保健福祉会連合会	
(2) 島根県精神保健福祉協会	
(3) 精神保健ボランティア組織	
(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）	
(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会	
(6) ほほえみの風イベント	
5. 特定相談指導事業	24
(1) アルコール関連問題	
(2) 思春期精神保健	

6. ギャンブル依存症相談関連事業	27
7. 調査・研究事業	27
8. 自死対策情報センター事業	28
9. 自死遺族支援	30
10. 精神医療審査会	31
(1) 精神医療審査会における審査事項	
(2) 事務処理の流れ	
(3) 精神医療審査会の審査状況	
11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	33
(1) 平成25年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2) 平成25年度月別承認状況	
(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	

◇高次脳機能障がい県支援拠点編

1. 相談支援コーディネーター業務	35
2. 圏域相談支援拠点業務	36
3. 連携確保・連携調整	37

Ⅲ 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例	39
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	40
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	41
(1) 身体障害者手帳	
①市町村別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
②－1市町村別・障がい別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
②－2市町村別・障がい別・男女別身体障害者手帳所持者数	
③障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
②精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③市町村別・年齢階層別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
(3) 療育手帳	
①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
②相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	51
(1) 補装具判定（肢体障害）業務委託医療機関	
(2) 平成25年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3) 平成25年度市町村別判定状況	
5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス	54
(1) 税制（主なもの）	
(2) 共通の各種割引制度等	
(3) 市町村別助成事業	
(4) 県立施設の利用料減免	
6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）	63
7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧	65
(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）	
(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所	
(3) 老人性認知症疾患治療病棟設置病院	
(4) 応急入院指定病院	
8. 精神保健福祉デイ・ケア、グループ一覧	67
(1) 精神保健福祉デイ・ケア	
(2) 行政機関が開催するグループ活動	
9. 精神家族会一覧	69
10. 精神保健ボランティア組織一覧	71
11. 精神当事者会一覧	72

はじめに

島根県立心と体の相談センターの平成26年度版（平成25年度実績）の業務概要をお届けします。

当センターは、精神・知的・身体の3障がいを総合的に支援するという観点から、精神保健福祉センター・知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の3機能を合わせ持ったセンターとして、平成17年4月に設置されて以来、9年が経過いたしました。

昨年度（平成25年度）は、障がい福祉の分野における大きな変革の年になりました。4月には、障害者自立支援法にかわり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい者の定義に難病等が追加されました。6月には、精神保健福祉法の改正案が第183回国会で可決、成立し、平成26年4月の施行に向けて、あわただしく準備がなされました。保護者制度を廃止すること、医療保護入院患者さんには必ず退院後生活環境相談員を選任すること、入院時に入院診療計画書に記載された退院期間までに退院できない時には医療保護入院者退院支援委員会を開催することなどが定められています。なお、施行はしばらく先になりますが、障害者雇用促進法の改正等により、障がい者に対する雇用の分野における差別の禁止や合理的配慮の義務付け、法定雇用率への精神障がい者の算入などの措置が取られることにもなっています。

こうした中、当センターとしては、精神・知的・身体の3障がいについてのセンター業務のみならず、自死対策、高次脳機能障がい者支援、ひきこもり支援など、さまざまな分野について、全職員が全力をあげて取り組みを行っているところです。職員一同、当センターの役割を自覚し、引き続き、「丁寧」「公平・公正」「迅速」な対応を心がけて業務にあたっていきたいと思っております。

最後に、当センターへのこれまでの御支援・御協力に感謝しますとともに、今後とも御指導のほど、どうぞよろしく願いいたします。

島根県立心と体の相談センター

所長 小原 圭司

I センターの概要

I センターの概要

1. 目的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の3機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がい者及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等に総合的に対応することを目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿革

（身体障害者更生相談所）

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
- 昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
- 昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

（知的障害者更生相談所）

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
- 昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
- 昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
- 平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更
*平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

（精神保健福祉センター）

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
- 昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
- 平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

（心と体の相談センター）

- 平成17年4月1日 上記の3機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置（松江市東津田町 いきいきプラザ島根内）

3. 所在地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根（2階）

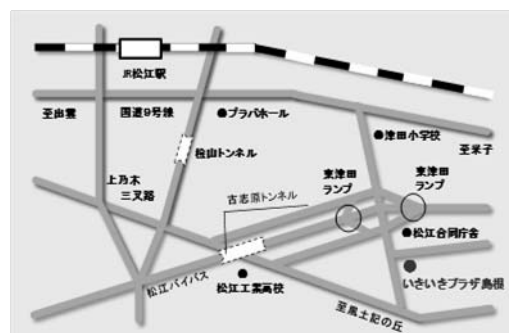
代表TEL：0852-32-5905・5908

相談専用TEL：0852-21-2885

自死遺族相談専用TEL：0852-21-2045

FAX：0852-32-5924

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(平成26年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所長 技術（医師） 1

副所長 事務 1

所長の補佐及び代理
人事・サービス
危機管理
精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 4、技術 2、嘱託 3

予算・会計・庶務事務
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付
自立支援医療（更生医療）・補装具の給付判定
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談・判定課 技術 6、事務 1、嘱託 2

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談
精神医療審査会の運営
精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援
精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援
障がいの程度及び心理的・職能的判定
療育手帳の判定・交付
知的障がい者の巡回相談、判定
精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究
思春期・青年期グループ、ひきこもり家族教室
高次脳機能障がいの県支援拠点業務
自死対策情報センター事業、自死遺族支援
診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職員)	所長（精神科医）	1
	20名 副所長（事務職）	1
	保健師	1
	看護師	1
	作業療法士	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事務職	5
	嘱託	5
	(嘱託医)	16名 思春期・青年期グループ、診療等
身体障がい者に関する医学的判定		5
精神障がい者に関する医学的判定		6
知的障がい者に関する医学的判定		4（児相と兼務）
(兼務職員)	12名 ※療育手帳の判定業務（18才以上新規）	
	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	4
	浜田児童相談所判定保護課	4
	益田児童相談所判定保護課	3

5. 平成26年度運営方針

【センターの目標】

3障がいに関する相談支援機関を統合して設置されたことを踏まえ、様々な障がいについて、総合的かつ専門的な相談支援を行います。また、県民一人ひとりの心の健康を保持・増進する中核的な機関としての役割を果たします。

（基本指針）

- ① 心の健康に関する相談をはじめ、様々な障がいについて隙間のない相談支援を行います。相談支援に当たっては、懇切丁寧に対応します。
- ② 障がい者手帳、補装具、自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務を迅速・的確に行います。
- ③ 専門的な相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行います。
- ④ 支援関係者及び市町村等に対し、分かりやすく効果的な情報提供や研修を行います。また、県民の皆様に対し、心の健康や障がい福祉への理解を深めるための広報に積極的に取り組みます。

【今年度の重点目標】

- 1 本庁、保健所及び関係機関と連携を図りながら、家族教室や圏域連携体制の構築に取り組み、「ひきこもり支援」を着実に実施する。
- 2 効果的な自死対策プログラムを検討し、各圏域でのゲートキーパー養成研修等の取組が確実に行われるよう支援する。また、関係機関への適切な情報提供を行う。
- 3 精神保健福祉法の改正を受け、精神医療審査会の円滑な運営を行う。
- 4 高次脳機能障がいや依存症等重点的な取組が必要な課題への対応に引き続き努める。
- 5 センターの業務、障がい者支援施策や障がいに対する理解を深めるための広報を充実させる。
- 6 各手帳、自立支援医療及び補装具について、分かりやすい資料・文書作成に努め、当事者、市町村、医療関係者の制度理解を深める。

6. 平成26年度 年間行事予定

△は期日未定

区分	事業名(開催地等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①会議・研修会等													
アルコール関連問題	地域セミナー、学校セミナー												
	学校セミナー人材育成研修会					4日(浜田) 8日(松江)							
アルコール関連問題	関係者会議					29日 松江市							
	中四国アルコール関連問題研究会						6・7日 松江市						
アルコール関連問題	関係者セミナー(浜田)								12日				
思春期精神保健	研修会									△			
ひきこもり支援	思春期・青年期グループ(毎週木曜日)		毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)
	グループ家族会					△						△	
ひきこもり支援	家族教室(7圏域で開催) ※3圏域期日未定				出雲・益田	出雲・益田	出雲・益田・浜田	浜田・松江・隠岐	浜田・松江・東条・雲南	松江	CRAFT	CRAFT	CRAFT
	家族のつどい(基本: 偶数月第3火曜日、13:30-15:30)	15日		10日		19日		8日		24日		17日	
団体支援	島根県精神保健福祉社会連合会(系族会)		27日 理事会、総会				25・26日 中国ブロック研修会(松江市)					△ 理事会	△ 理事会
	島根県精神当事者連絡会			1日 総会			28日 ほほえみの風イベント(大田)		△交流会(松江)				
団体支援	島根県精神保健ボランティア連絡協議会			7日 総会・研修会									
	役員会、大会 その他		28日 役員会		第1回大会実行委員会		第2回大会実行委員会	第3回大会実行委員会	10日 精神保健福祉大会(益田市)	助成事業交付 決定			助成金交付 7日
自死対策 自死遺族支援	自死遺族のための相談会		10日		5日		6日		1日		10日		7日
	自死遺族支援研修会										△		
自死対策 自死遺族支援	自死対策等関係機関研修会						19日(出雲市)						
	ゲートキーパー指導者養成研修会								15・16日				
高次脳機能障がい者 支援	自死対策圏域連絡調整会議												
	支援コーディネーター連絡会議		8日 松江			11日							
市町村研修等	中国ブロック協議会(山口県内)												7日
	全国脳外傷友の会大会・支援コーディネーター研修会												
市町村研修等	市町村障がい福祉業務担当職員研修会		30日(松江) 13日(浜田)										
	市町村障がい福祉業務担当職員実地実務指導(未定)												

△は期日未定

区分	事業名(開催地等)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
②定例業務	精神障害者保健福祉手帳・精神通院受給者証	精神障害者保健福祉手帳審査会 出雲HC いきいき		9日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	12日	9日	13日	13日	
				23日	30日	25日	22日	26日	24日	28日	25日	23日	27日	27日	27日
補装具等	定期相談 心と体の相談センター(原則:毎月第4月曜日) 松江医療センター(原則:偶数月第3木曜日) 西部 電動車椅子(原則:偶数月第3月曜日) 必要に応じて県内委託医療機関にて実施		28日	26日	23日	28日	25日	22日	27日	25日	22日	26日	23日	23日	
			17日	19日	16日		21日		23日	20日	18日		19日		
			21日	16日			18日		20日		15日			16日	
		巡回相談													
身体障害者手帳	身体障害者手帳等級判定調整会議(月2回)	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	第1第3火曜日9:30～	
精神医療	精神医療審査会		17日	15日	19日	24日	21日	18日	16日	20日	18日	15日	19日	19日 21日 指定医会議	
				13日		8日		9日		11日			14日		18日
療育手帳	療育手帳判定巡回相談	雲南													
		出雲	22日	20日、(21日)	(17日)、24日	(23日)、29日	(6日)、27日	(17日)、30日	21日、(22日)	(19日)、25日	(3日)、16日	(21日)、27日	(4日)、24日	(11日)、24日	
		大田	30日		18日				1日		17日			25日	
		川本		14日				26日			18日				10日
		浜田	8日	8、9日	3日	1、2日	5日	2、3日	7日	5、6日	2日	7、8日	3日	3、4日	
		益田	15、16日		10、11日		19、20日		15、16日	22、23日		9、10日		17、18日	
	随岐		21、22日												
	療育手帳交付		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

Ⅱ 平成25年度事業実績

「身体障害者更生相談所編」

Ⅱ 平成25年度事業実績

◇ 身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
- ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
- ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後

（平成25年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	108	20	1	129

補装具の相談件数は、判定関連のものが106件、相談が2件であった。

(2) 巡回相談

隠岐島前の3町村に巡回相談を医療機関の協力を得て実施しているが、25年度は日程調整が整わず未実施であった。

(3) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする19医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具			更生医療	
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
		636	294	2	491

補装具委託病院

- Ⅲ 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり
(51ページ)

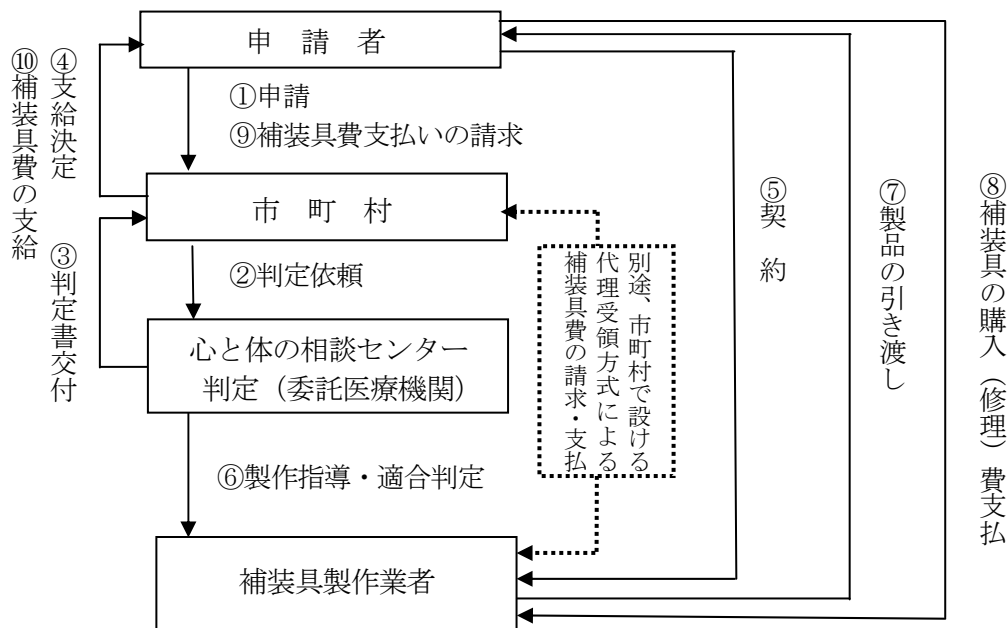
障害別の判定状況

- Ⅲ 資料の4の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり
(52ページ)

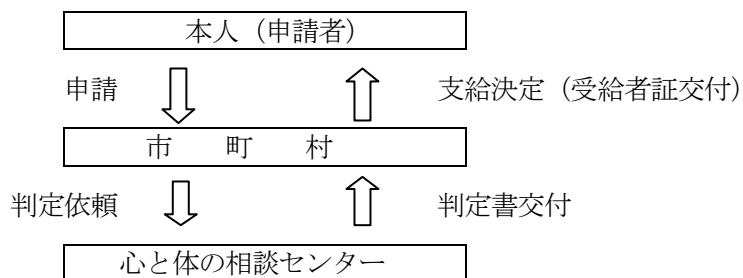
(4) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療（更生医療）判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆ 補装具判定事務処理の流れ



◆ 自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ



*書類判定（嘱託医により実施）

○書類判定の内容

◇補装具

区 分	判 定 回 数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇自立支援医療（更生医療）

区 分	判 定 回 数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総件数	3,509	3,614	3,647	3,467	3,471
月平均	292	301	304	289	289

県本庁からの事務移管により、平成5年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。

身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(45ページ)

(2) 平成25年度の身体障害者手帳処理状況

平成25年度は、新規手帳の交付数が2,276件、死亡等による返還数が2,338件、県内転入が88件、県外転出が127件あった。

なお、平成25年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に18件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の7級の障がい1つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」3件を含む。)

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4月	4/15	104	40	27	7	178
	4/30	92	20	12	6	130
5月	5/15	88	34	15	6	143
	5/31	100	41	20	10	171
6月	6/14	103	33	17	7	160
	6/28	110	28	8	2	148
7月	7/12	80	20	13	9	122
	7/31	120	38	10	9	177
8月	8/15	101	24	17	7	149
	8/30	105	39	23	7	174
9月	9/13	87	25	16	7	135
	9/30	85	20	13	10	128
10月	10/15	104	21	8	7	140
	10/31	104	22	7	10	143
11月	11/15	87	29	18	6	140
	11/29	83	27	16	3	129
12月	12/13	89	39	4	7	139
	12/27	83	27	10	5	125
1月	1/15	57	17	13	9	96
	1/31	115	36	21	7	179
2月	2/14	70	17	13	5	105
	2/28	95	19	9	6	129
3月	3/14	105	38	13	9	165
	3/31	109	29	17	11	166
合計		2,276	683	340	172	3,471

(3) 平成25年度の市町村別発行件数

平成25年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、8市合計の手帳発行数は全体の約86%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が5%、聴覚障害が11%、肢体不自由が50%、内部障害が34%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
松江市	956	633	164	114	45	41	100	501	314
浜田市	271	185	49	25	12	13	34	136	88
出雲市	743	501	152	51	39	46	77	338	282
益田市	282	175	59	22	26	13	37	135	97
大田市	208	126	49	20	13	10	27	105	66
安来市	189	129	25	25	10	8	35	92	54
江津市	123	80	25	15	3	5	15	58	45
雲南市	223	148	53	18	4	11	16	109	87
奥出雲町	87	51	28	6	2	5	7	53	22
飯南町	37	19	6	11	1		2	17	18
川本町	29	20	6	2	1	1	4	16	8
美郷町	35	20	9	4	2	2	3	19	11
邑南町	60	43	8	7	2	4	6	37	13
津和野町	66	48	9	4	5	3	6	37	20
吉賀町	39	27	6	5	1	5	3	18	13
海士町	19	11	5		3	2	1	13	3
西ノ島町	19	9	8	1	1	1	1	12	5
知夫村	5	2	3					5	
隠岐の島町	80	49	19	10	2	8	9	34	29
合計	3,471	2,276	683	340	172	178	383	1,735	1,175

(4) 平成25年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり（41～45ページ）

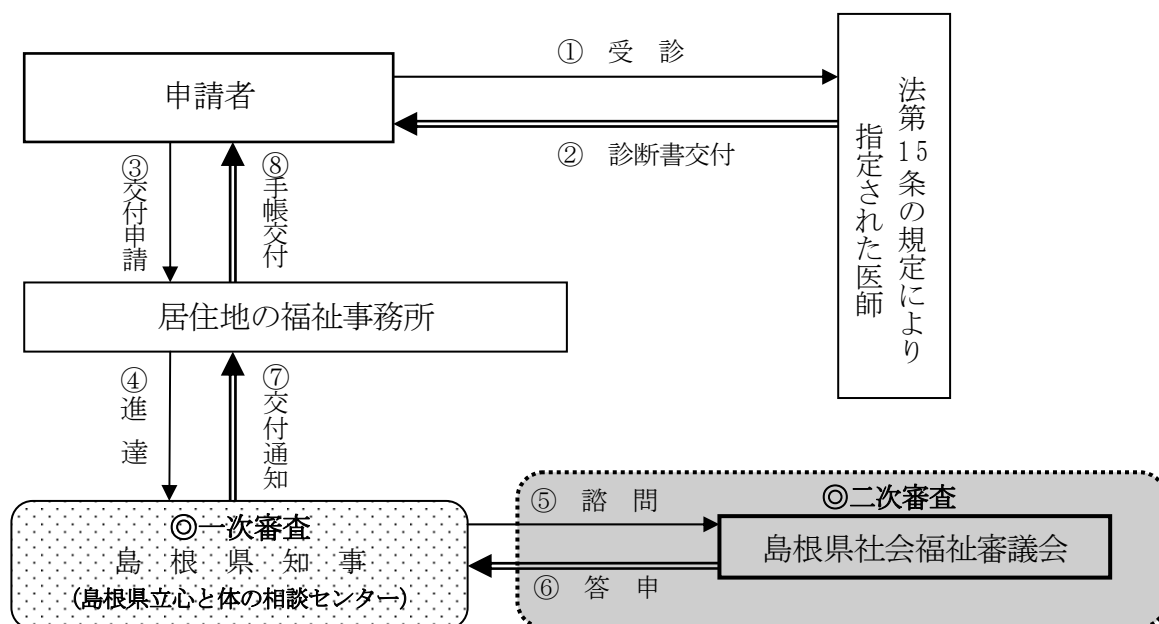
- ① 市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移（H7年度～H25年度）

(5) 法第15条の規定による医師の指定について

平成25年度においては、法第15条の規定による新規指定が29名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、999名となった。

(6) 手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：42名
日 時：平成25年5月15日（水） 10時～16時
場 所：松江合同庁舎 601・602会議室

(2) 西部会場 参加人員：29名
日 時：平成25年5月22日（水） 10時～16時
場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

「知的障害者更生相談所編」

◇知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相談

① 来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。平成25年度の受付は384件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が212件（55.2%）、医療保健に関する相談が5件（1.3%）、生活に関する相談が3件（0.7%）、職業に関する相談が5件（1.3%）、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が159件（41.4%）であった。療育手帳に関するものが全体の約5割を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼をあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

② 巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障がい者福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、平成25年度は118回（延べ派遣スタッフ118人）の巡回相談で536件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

(2) 判定

① 医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

② 心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③ 職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

平成25年度は951件の判定を行い、そのうち医学的判定が45件、心理学的判定が906件であった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が748件（83.8%）と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が143件（16.0%）である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっているが、平成25年度は1件（0.2%）判定書を交付した。

平成25年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項目	件数	備考
障害程度区分に関する判定	1件	
療育手帳に関する判定	748件	
その他	143件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	892件	

3. 会議、研修会

○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

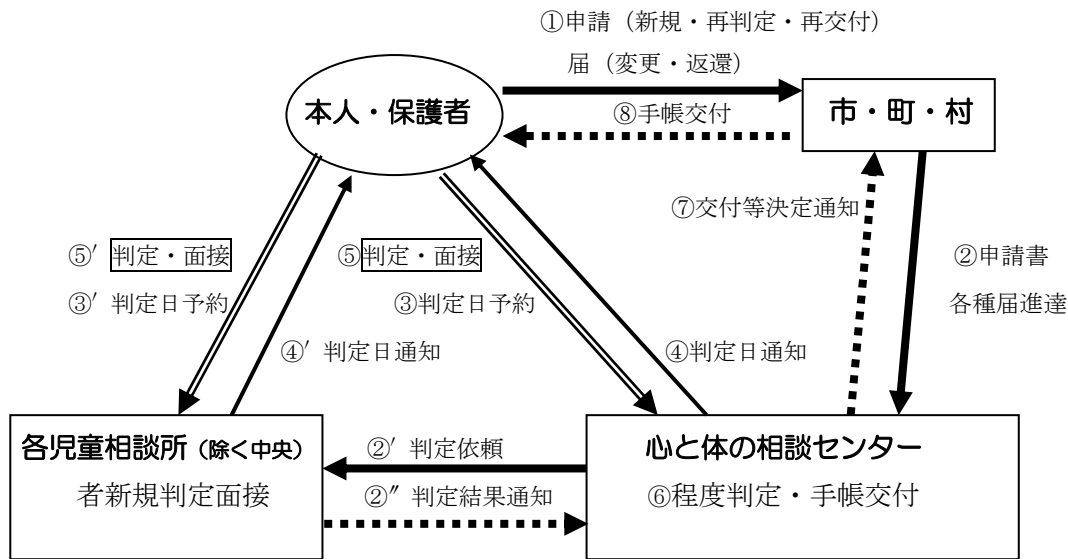
市町村職員を対象に、療育手帳の判定及び交付事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

- (1) 東部会場 参加人員：42名
 日 時：平成25年5月15日（水） 10：00～16：00
 場 所：県松江合同庁舎 601/602会議室
- (2) 西部会場 参加人員：29名
 日 時：平成25年5月22日（水） 10：00～16：00
 場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

別表 平成25年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取扱 実 人数	相 談 内 容									判 定 内 容				判定書交付件数					
	施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 程 度 区 分	療 育 手 帳	そ の 他 計	計	
来 所	384	0	0	5	5	3	0	212	159	384	45	370	0	0	415	1	212	143	356
巡 回	534	0	0	0	0	0	0	532	2	534	0	536	0	0	536	0	536	0	536
計	918	0	0	5	5	3	0	746	161	918	45	906	0	0	951	1	748	143	892

4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ



No.	事 項	様 式	備考・留意事項
①	・相談 ・手帳交付申請 (新規・再判定・再交付) ・内容変更届 ・返還届	様式1号 様式3号 様式4号	・申請者への制度・必要書類等の説明 ・判定日予約、判定会場の説明 ・松江地区以外の新規判定は各児相 ・書類判定あり
②	・申請書進達 ・各種届進達	様式2号1	・住所、氏名等の確認
②'	・児童の判定依頼	様式2号2	・各管轄児童相談所への判定依頼
②''	・判定結果通知	様式2号3	
③③'	・判定日予約		・申請者への案内
④④'	・判定日通知		・申請者への通知
⑤⑤'	・判定面接		・心理検査及び状況聴取 新規判定は 家庭環境、生育歴等の聴取
⑥	・程度判定 手帳交付等決定		
⑦	・交付等決定 ・非該当通知	様式2号4 様式2号5	・申請者への連絡
⑧	・手帳交付		・該当者への交付

(注) 1. 療育手帳交付に係る各種様式は「島根県療育手帳交付要綱」「島根県療育手帳制度事務取扱要領」を参照。

2. 手帳は1週間に1回の頻度で交付。

「精神保健福祉センター編」

◇ 精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自死関連	その他	計
保健所	15				6		2	6	29
市町村				1			3	1	5
医療施設		2						8	10
障害者支援施設								14	14
社会福祉施設								4	4
その他	2	1	2	2	3	1	1	23	35
計	17	3	2	3	9	1	6	56	97

(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との連絡会に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年 月 日	内 容
平成25年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行・地域定着推進事業について ・自死対策について
平成26年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の改正にかかる業務について ・地域生活移行・地域定着支援事業について ・アウトリーチ事業について ・自死対策について

(3) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

年 月 日	派 遣 内 容
平成25年6月29日	県精神保健福祉士会研修会「動機付け面接法の紹介」
7月2日	県央保健所家族支援学習会
7月17日	島根大学教育学部「臨床・カウンセリング体験」
7月24日	心の健康ボランティア養成講座（心の健康）
8月21日	島根県経営指導員等研修会／ゲートキーパー養成研修（自死関連）
8月27日	新任保健師精神保健福祉業務研修会
9月17日	障がい者相談機関支援ネットワーク会議
9月20日	精神保健福祉ボランティア養成講座
9月30日	大田圏域ピアサポーター養成講座（心の健康）
10月2日	精神保健福祉業務の現状と対応
10月21日	隠岐保健所ゲートキーパー養成研修（自死関連）
10月28日	職員相談員学習会／動機付け面接法
11月18日	児童相談所判定部会（高次脳機能障害）
11月19日	障がい者相談機関支援ネットワーク会議
11月20日	動機付け面接法の紹介
11月27日	こころの健康ボランティア養成講座（心の健康）

年 月 日	派 遣 内 容
11月28日	益田市ゲートキーパー養成研修会（自死関連）
11月29日	精神保健福祉ボランティア養成講座（心の健康）
12月10日	女性相談センター職場研修・人材育成研修（自死関連）
12月18日	出雲市子ども若者支援センター職員研修（ひきこもり）
平成26年1月30日	人権・同和問題研修会（うつ病への対応）
2月18日	松江市自死対策事業スキルアップ研修会（自死関連）
2月24日・3月3日	市町村等スキルアップ研修会（児相相談）
2月25日	児童虐待対応職員専門性向上研修会

2. 普及啓発

一般住民に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動について、専門的立場から協力・援助を行った。

【事業内容】

(1) 講演会

○ アルコール関連問題地域セミナー（再掲）

- 【第1回】 日 時 平成25年9月1日（日） 13：30～15：30
 会 場 まめなが一番館（出雲市斐川町）
 参加者 79名
 内 容 ・アルコール依存症者 本人の体験談（断酒会員）
 ・アルコール依存症者 家族の体験談（断酒会員の家族）
 ・講義「アルコールが与える心身への影響」
 講師 海星病院 院長 西田 朗 氏
 ・自治会、地区健康づくりの会の活動報告
- 【第2回】 日 時 平成25年10月10日（木） 14：10～15：10
 会 場 朝日公民館 集会室（松江市東朝日町）
 参加者 45名
 内 容 ・体験発表「アルコール依存症の体験と周囲へ期待する対応について」
 発表者：公益社団法人島根県断酒新生会 理事長 杉浦 勝栄 氏
 ・情報提供
 県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

○ アルコール関連問題学校セミナー（再掲）

- 【第1回】 日 時 平成25年7月3日（水） 13：35～15：05
 会 場 浜田市立三隅中学校
 参加者 中学校全生徒（134名）、教職員等
 内 容 ・アルコール依存症者 本人の体験談（断酒会員）
 ・講義「アルコールはわたしたちに何をするのか？」
 講師 西川病院 看護部 精神保健福祉士 新家 望美 氏
- 【第2回】 日 時 平成25年12月11日（水） 13：50～15：20
 会 場 江津市立桜江中学校
 参加者 中学校1・2年生（47名）、教職員等
 内 容 ・アルコール依存症者 本人の体験談（断酒会員）
 ・講義「アルコールはわたしたちに何をするのか？」
 講師 西川病院 看護部 精神保健福祉士 新家 望美 氏

(2) ビデオ・DVDの貸し出し

	保 健 所	医療機関	社会復帰施設	その他関係機関	一 般	計
アルコール					6	6
心の健康		1		10	6	17
一 般		8		17	2	27
ひきこもり						
計		9		27	14	50

(当センターホームページに貸出ビデオ・DVD一覧掲載)

3. 精神保健福祉相談

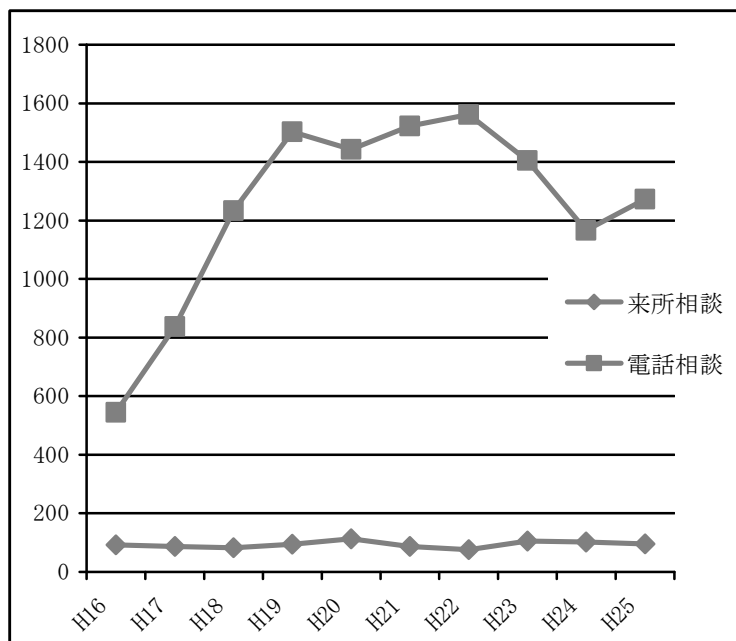
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談 「心のダイヤル」

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H16	93 (延183)	545
H17	87 (延182)	838
H18	83 (延168)	1233
H19	95 (延213)	1502
H20	113 (延294)	1443
H21	87 (延226)	1522
H22	76 (延175)	1561
H23	106 (延154)	1404
H24	102 (延153)	1166
H25	96 (延152)	1255



(1) 来所相談

① 相談対象者内訳

	相 談			診 療 (再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	57	39	96	1	0
延べ人数	103	49	152	1	0

② 来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
75	1	2	3	1	14	96

③ 相談内容

相 談 内 容		実人数	延べ人数
老人精神保健		3	3
社会復帰		7	7
アルコール関連問題		4	5
薬物関連問題		3	9
思春期精神保健	不登校	3	3
	精神症状・身体症状	3	8
	その他	1	3
心 の 健 康	精神症状・身体症状	29	37
	仕事や職場に関すること	4	4
	家族や家庭に関すること	22	27
	性格、行動に関すること	3	5
	恋愛、結婚、離婚のこと	1	1
	その他	9	36
うつ・うつ状態		1	1
その他の相談		3	3
合 計		96	152

④ ひきこもり相談の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
来所相談実人数	25	17	18	18	13	13	19	15	7	10

※自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね6ヶ月以上続いている者に関する相談を計上している。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者、前年度から継続して思春期・青年期グループを利用している者については除外している。

⑤ 処 遇

処 遇	実人員
新規来所終結	53
医療機関紹介	3
保健所紹介	2
その他の機関紹介	13
センターで援助	17
他機関と並行で援助	8
合 計	96

(2) 電話相談「心のダイヤル」

① 相談者別件数

内 訳	男性	女性	合 計
本 人	4 2 1	5 8 2	1 0 0 3
親	1 8	9 0	1 0 8
配 偶 者	8	2 2	3 0
子	1 7	2 3	4 0
同 胞	1 1	8	1 9
その他の親族	4	1 5	1 9
友人・同僚等	4	1 0	1 4
関 係 機 関	5	8	1 3
そ の 他	4	5	9
合 計	4 9 2	7 6 3	1 2 5 5

② 相談内容別件数

相 談 内 容		件数	割合 (%)
老人精神保健	一般	8	0. 6
	認知症について	3	0. 2
社会復帰		2 7	2. 2
アルコール関連問題		2 3	1. 8
薬物関連問題		1 6	1. 3
思春期精神保健	不登校	1 0	0. 8
	不登校以外の学校に関する問題	9	0. 7
	精神症状・身体症状	2 6	2. 1
	その他	4 6	3. 7
心 の 健 康	精神症状・身体症状	3 9 0	3 1. 1
	仕事や職場に関すること	6 6	5. 3
	家族や家庭に関すること	1 3 3	1 0. 6
	職場や家庭以外の問題について	4 4	3. 5
	恋愛・結婚・離婚	7	0. 5
	嗜癖行動	5 8	4. 6
	その他	8 8	7. 0
うつ・うつ状態		5	0. 4
精神科受診に関すること		2 6	2. 1
その他の相談		2 7 0	2 1. 5
合 計		1 2 5 5	1 0 0. 0

4. 組織育成

(1) 島根県精神保健福祉会連合会

島根県精神保健福祉会連合会は、昭和50年に島根県精神障害者家族会連合会として事務局を県立中央病院内において発足。その後事務局を県立湖陵病院（現 県立こころの医療センター）、県立精神保健福祉センター（現 県立心と体の相談センター）へと移している。

平成10年に社団法人化され、島根県精神保健福祉会連合会となり、県立精神保健福祉センターの一角に事

務局を置いて事業を展開してきた。平成17年からは、いきいきプラザ2階にある当センター前に事務所を置き、精神障がい者に対する差別・偏見の除去、地域福祉の向上を目指して活動を展開している。平成26年4月からは新公益法人制度に伴い一般社団法人となった。

平成26年5月現在の会員数は35団体401人である。

当センターは理事会に出席し、新法人に移行するための支援及び活動における情報提供を行っている。

【理事会】

年 月 日	内 容
平成25年 5月23日	第1回理事会・総会
平成26年 2月25日	第3回理事会
3月18日	第4回理事会

(2) 島根県精神保健福祉協会

昭和44年7月に島根県精神衛生協会として、事務局を県庁医務予防課に置いて発足。

昭和56年6月からは精神保健福祉センターに事務局を置いていたが、県の組織改編により平成17年4月から心と体の相談センター内に移った。

協会の主な事業は、精神保健福祉大会の開催、功労者の表彰、機関誌の発行、精神保健福祉関係団体・組織の啓発普及活動等に対する助成である。

平成25年度の会員数は、1,133（団体45、個人1,088）であった。

【事業実績】

① 第45回島根県精神保健福祉大会の開催

日 時 平成25年10月8日（火） 13:00～16:30

場 所 マリンポートホテル海士（隠岐郡海士町）

内 容 式典、記念講演、活動発表

○記念講演 演題 「離島部における地域精神保健福祉～長崎県の実践から」

講師 長崎県福祉保健部医療監兼県央保健所長 大塚 俊弘氏

○活動発表 各福祉サービス事業所及び海士町からの報告

意見交換

参加者 約160名

② 精神保健福祉功労者の表彰（会長表彰）

28名・団体（個人24、団体4）を島根県精神保健福祉大会の席上で表彰

③ 「しまねの精神保健福祉 VOL.42」の発行

発 行 平成25年9月 950部

特 集 「自死対策を考える」

配布先 会員、関係機関・団体・医療機関

④ 助成金の交付

助成対象 6団体8事業の啓発普及活動

助成額 515,848円

(3) 精神保健ボランティア組織

① 組織育成の経過と今後の方向について

平成5年からボランティア養成講座を開催し、平成6年2月に「ほほえみの会」が発足して松江・出雲地域で活動が展開された。平成10年からは、県内の各健康福祉センターでボランティア養成講座が開催され、これをきっかけに15年までに8組織が結成され、県内においてボランティア活動が展開されている。

また、平成16年9月には「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立され、精神保健福祉の向上を目指して、地域住民への精神障がいへの正しい理解と心の健康づくりやボランティア活動への参加を呼びかけている。各ボランティア組織間の連携と相互交流を重ねながら、ボランティア活動のさらなる拡充が期待されるところであり、当センターはボランティア組織活動への協力を行っている。

② 県内精神保健ボランティア組織結成年

「ほほえみの会」	平成6年2月	松江・木次・出雲地域（平成15年に松江と出雲に分離）
「うさぎの会」	平成11年6月	県央保健所管内
「のぞみの会」	平成11年6月	浜田保健所管内
「七色の会」	平成12年2月	県央保健所管内
「さくらんぼの会」	平成12年5月	隠岐保健所管内
「こもれび」	平成12年10月	益田保健所管内
「つくしの会」	平成14年3月	雲南保健所管内
「松江ほほえみの会」	平成15年5月	松江保健所管内
「出雲ほほえみの会」	平成15年5月	出雲保健所管内

(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）

平成26年5月1日現在、県内のソーシャルクラブは15カ所ある。現在、自主的に当事者の中で活動交流等の取り組みが進められている。平成18年5月に発足した「島根県精神当事者連絡会」は各ソーシャルグループ間の交流、家族会・ボランティア組織との交流、研修会等の開催を行っている。当事者による活動は地域住民への理解・啓発にも重要な役割を担っており、当センターは当事者活動への協力を行っている。

(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会（しまねこころの交流会）

当事者、家族が自由におもいを語ることによって、相互の理解を深めること、地域への啓発を目的に、平成22年度から開催された。平成22年度は出雲市のパルメイト出雲、平成23年度は大田市のアすてらす、平成24年度からは“しまねこころの交流会”と改称し、雲南市チェリバホールで開催した。当センターは平成22～23年度は実行委員会に参加し、交流会の開催支援を行い、平成24年度からは開催地の当事者、家族、地域活動支援センター等を中心に開催され、平成25年度は浜田市で開催された。

(6) ほほえみの風イベント

精神障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある方が地域であたり前に生活できることを目指して活動をしている島根県精神当事者連絡会と島根県精神保健ボランティア連絡協議会の合同イベントとして、当センターの提案により平成19年度から事業が開始された。

当事者とボランティア会員がチラシの作成・配布、打ち合わせのために地域へ出むいて活動することにより、精神障がい者に対する地域の偏見を取り除く活動の一環となっている。

年度	開催地	場 所	主 な 内 容
19	出雲市	パルメイト出雲	活動紹介・フリーマーケット・ミニコンサート
20	大田市	ファミリーデパート	活動紹介・詩とトーク・劇・ゲーム
21	松江市	総合福祉センター	活動紹介・ミニライブ・体験コーナー
22	益田市	駅前ビル	活動紹介・ミュージックセラピー
23	雲南市	下熊谷交流センター	活動紹介・ハーモニカ演奏・交流会
24	出雲市	パルメイト出雲	バンド演奏・「私の気持ち～当事者から聞いてほしいこと～」パネルディスカッション・交流会
25	松江市	いきいきプラザ	当事者による発表・講演とワークショップ「自分を助ける技術を身につけよう！—北海道・べてるの家、そして広島での取り組みから—」

5. 特定相談指導事業

「精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領（健医発第3号昭和64年1月5日）」に基づき、アルコール関連問題に関する事業及び思春期精神保健に関する事業を実施している。

(1) アルコール関連問題

適正飲酒及びアルコール関連問題に関する知識の普及、技術指導及び技術支援、関係機関との連携、断酒会等自助組織やボランティア団体の育成を図る目的で、アルコール関連問題地域セミナー・同学校セミナー・同学校セミナー講師人材育成研修・同関係者会議を開催した。

① アルコール関連問題地域セミナー

目的 アルコールが及ぼす心身の害についての理解を深め適正飲酒への動機付けを行うことを目的として開催した。

主催 出雲市・出雲保健所（第1回）、松江市民児協第6ブロック協議会（第2回）
心と体の相談センター

共催 公益社団法人島根県断酒新生会、山陰嗜癖行動研究会

【第1回】 日時 平成25年9月1日（日） 13：30～15：30

会場 まめなが一番館（出雲市斐川町）

参加者 79名

内容 ・アルコール依存症者 本人の体験談（断酒会員）
・アルコール依存症者 家族の体験談（断酒会員の家族）
・講義「アルコールが与える心身への影響」

講師 海星病院 院長 西田 朗 氏

・自治会、地区健康づくりの会の活動報告

【第2回】 日時 平成25年10月10日（木） 14：10～15：10

会場 朝日公民館 集会室（松江市東朝日町）

参加者 45名

内容 ・体験発表「アルコール依存症の体験と周囲へ期待する対応について」
発表者：公益社団法人島根県断酒新生会 理事長 杉浦 勝栄 氏
・情報提供

県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

② アルコール関連問題学校セミナー

目的 アルコールが心身に及ぼす影響について学ぶことで、未成年者の飲酒を防ぎ、成人後の適正飲酒とアルコール関連問題の発生予防を図ることを目的として開催した。

主催 各中学校、心と体の相談センター

共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

【第1回】 日時 平成25年7月3日（水） 13：35～15：05

会場 浜田市立三隅中学校

参加者 中学校全生徒（134名）、教職員等

内容 ・アルコール依存症者 本人の体験談（断酒会員）
・講義「アルコールはわたしたちに何をするのか？」

講師 西川病院 看護部 精神保健福祉士 新家 望美 氏

【第2回】 日時 平成25年12月11日（水） 13：50～15：20

会場 江津市立桜江中学校

参加者 中学校1・2年生（47名）、教職員等

内容 ・アルコール依存症者 本人の体験談（断酒会員）
・講義「アルコールはわたしたちに何をするのか？」

講師 西川病院 看護部 精神保健福祉士 新家 望美 氏

③ アルコール関連問題学校セミナー講師人材育成研修

目的 今後本学校セミナーを各地域で開催できる環境をつくるため、学校セミナーの講師を担う人材の育成を図ることを目的として開催した。

主催 心と体の相談センター

共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

【東部会場】

日時 平成25年6月5日(水) 13:30~16:00

会場 出雲合同庁舎 702会議室

参加者 43名(山陰嗜癖行動研究会、断酒会、保健所・市町村、関係職能団体、中学・高校)

内容 ・講義「アルコール関連問題学校セミナーにおける指導のポイント」
・実演(学校セミナーにおける講義・当事者の体験発表)

講師 公益社団法人島根県断酒新生会 理事長 杉浦 勝栄 氏

県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

【西部会場】

日時 平成25年6月11日(火) 13:00~15:30

会場 益田総合福祉センター 大集会室

参加者 29名(山陰嗜癖行動研究会、断酒会、保健所・市町村、関係職能団体、中学・高校)

内容 ・講義「アルコール関連問題学校セミナーにおける指導のポイント」
・実演(学校セミナーにおける講義・当事者の体験発表)

講師 公益社団法人島根県断酒新生会 理事長 杉浦 勝栄 氏

県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

④ アルコール関連問題関係者会議

目的 アルコール依存症者に関わる支援者が、この問題への介入や支援、連携の在り方等の基礎知識を得ることと共に、昨今の新しい医療やアプローチなどのトピックスを共有し、今後の支援の在り方を検討していく機会となることを目的として開催した。

主催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会 心と体の相談センター

日時 平成25年8月30日(金) 14:00~17:00

会場 Aコープたまゆ 2階会議室

参加者 105名(断酒新生会、医療機関、保健所、市町村、相談支援事業所等)

内容 テーマ「アルコール依存症へのアプローチについて」

講師 三重県立こころの医療センター 医師 長 徹二 氏

(2) 思春期精神保健

思春期精神保健に関する知識の普及と相談に従事する諸機関に対する技術援助を目的として、思春期精神保健講座を開催した。また、社会的ひきこもり支援として、思春期・青年期グループ、ひきこもり家族教室及びひきこもり家族のつどいを開催した。

① 思春期精神保健講座

目的 思春期以降の若者を対象とした居場所支援機関を中心に、精神疾患をもつ利用者に対する理解を深めるとともに、対応方法を学び、今後の支援に役立てていただくことを目的に開催した。

主催 心と体の相談センター

日時 平成25年12月5日(木) 13:30~15:30

会場 出雲市民会館 301会議室

参加者 74名(若者居場所支援事業所、保健所、市町村、児童相談所、教育関係機関、就労支援関係機関、警察署等)

内容 講演「精神疾患(統合失調症及び発達障がい)に対する生活支援」

講師 鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊 氏

② 社会的ひきこもり支援

1) 思春期・青年期グループ（クローバー）

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

対 象 主としてひきこもりの問題を抱え、社会参加が困難である概ね16歳から40歳までの者で、他の精神障がいがある第一原因とは考えられない者

開催日 毎週木曜日 13:30～15:30

プログラム ストレッチ（3B体操）、レザークラフト、スポーツ、室内ゲームなど

<開催状況>

開催回数	50回
登録実人数	6人
参加延人数	135人
平均参加人数	4.0人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性		3	2	1	6
女性					
計		3	2	1	6

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
5	1			6

2) 思春期・青年期グループ（クローバー） 家族会

グループ通所者の家族同士が、悩みや不安、気になることなどを自由に話し合い、より前向きな気持ちで日々を過ごせるようになることを目的として開催した。

平成25年8月6日（火） 参加人数3人

3) ひきこもり家族教室

ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

・対 象 者 中学校卒業以降のひきこもり状態の当事者がいる家族

・会 場 <出雲会場> 出雲保健所2階 大会議室

<益田会場> 益田市勤労青少年ホーム3階 研究室

<出雲会場> 【第1回】 平成25年10月10日（木） 参加人数9名

【第2回】 11月13日（水） 6名

【第3回】 12月4日（水） 5名

<益田会場> 【第1回】 平成25年10月31日（木） 参加人数9名

【第2回】 11月20日（水） 2名

【第3回】 12月18日（水） 3名

4) ひきこもり家族のつどい

目 的 ひきこもり家族教室参加者及びひきこもりに関する来所相談を利用した方が集い、それぞれの悩みを分かち合う中で不安の軽減を図るとともに、対応の工夫を学び、取り組みへの意欲を維持することを目的として開催した。

開催日 隔月（偶数月）第3火曜日 13:30～15:30

会 場 心と体の相談センター 交流室

6. ギャンブル依存症相談関連事業

当センターでは、平成18年度からギャンブル関連問題に関する問題や対応などについて知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会や、家族支援の一環として家族教室を実施してきた。平成25年度は、ギャンブル関連問題の相談に関わる関係機関を対象に研修会を開催した。

【ギャンブル関連問題関係者セミナー】

目的 ギャンブル関連問題に関わる相談対応及び関係機関の連携がより充実していくために、関係者が病的ギャンブルの基礎的な知識を得るとともに援助者の役割を理解することを目的とした研修会を開催した。

日時 平成25年7月10日(水) 13:30~15:50

会場 ビッグハート出雲：黒のスタジオ

参加者 62名

内容 講演 司法書士の目から見る病的ギャンブル
 ~事例を元に援助者に求められるアプローチを考える~
 講師 稲村 厚 氏(司法書士) NPO法人 ワンダーポート理事

7. 調査・研究事業

「ゲートキーパー養成研修の評価の試み」

(1) 目的

県内では当センターを含め保健所や市町村においてゲートキーパー(以下、GKと略す)養成研修に取り組んでいる。今後も継続的に人材養成をしていく上で、どのぐらい研修効果があるかといった視点が必要であるため、当センターで実施したGK養成研修について研修効果の評価(効果測定)を試みた。

(2) 調査の概要

A保健所から技術援助依頼を受け、当センターから講師派遣を行ったB町GK養成研修(H24年度実施)で、研修参加者へ趣旨を説明した上で事前・事後のアンケートを行った。各アンケート項目(表1)について「とてもそう思う(1点)」~「全くそう思わない(5点)」の5件法で回答を求めた。

(研修内容)

【講義】A保健所圏域における自死の現状・GKの役割や対応方法

【実習】内閣府作成DVDを用いたグループワーク

(尺度作成) 先行研究を参考に、①講義内容の理解度を測定する項目、②GKとしての自己効力感を測定する項目を作成した。

(対象者) B町GK養成研修の参加した30名

(分析方法) 参加者30名のうち、事前・事後ともアンケートへ回答した20名を対象として分析し、事前・事後の比較については、中央値の差の検定(ウィルコクソン符号付き順位検定)による分析を行った。

(表1) アンケート項目及びGK研修の事前・事後結果

自死の現状・対策について		m	SD	mini	max	med	m	SD	mini	max	med	有意差
①〇〇地域の自死死亡率は非常に高い傾向が強い。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	1.9	0.8	1	3	2.0	1.7	0.7	1	3	2.0	1%水準★
②自死(自殺)者が非常に多く、社会全体で取り組むべき課題である。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	4.4	0.7	2	5	4.0	4.7	0.5	4	5	5.0	
③自死対策は専門家に任せると、私達には関係ないことである。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	4.0	0.9	2	5	4.0	4.4	1.0	2	5	5.0	
④自死は、覚悟の上の選択した死である。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	2.7	1.3	1	5	2.5	3.0	1.3	1	5	3.0	
⑤自死を防ぐことは難しい。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	2.6	1.2	1	5	2.0	3.2	1.1	2	5	5.0	5%水準★
⑥死にたい気持ちになっている人の話を聞くだけでは役に立たない。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	3.8	1.3	1	5	4.0	4.4	0.8	2	5	5.0	10%水準
⑦相談を受けるときは、問題解決に関する情報を伝えることが必要である。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	3.6	1.3	1	5	4.0	4.4	1.0	1	5	5.0	10%水準
⑧他の機関を紹介するときは、連絡先を教えるだけで本人任せにしてよい。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	3.8	1.1	1	5	4.0	4.0	1.4	1	5	5.0	
⑨自死を誓っている人の話を聞くときは、その気持ちが強まらないように、なるべく楽しい話をするとよい。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	3.3	1.1	1	5	3.0	3.5	1.2	1	5	4.0	
⑩自死の直前には、うつ病や精神疾患の状態に達している人が多い。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	4.2	0.8	2	5	4.0	4.5	0.7	2	5	5.0	
⑪お酒の好きな人は、お酒を飲んで気持ちを落ち着かせるように勧めるとよい。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	3.9	0.9	2	5	2.0	4.8	0.4	4	5	5.0	1%水準★
ゲートキーパーとしての自己効力感												
①地域の自死問題について、適切な理解をしている。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	2.7	1.0	1	5	2.0	3.3	1.0	1	5	4.0	10%水準
②「死にたい」と言われたとき、どのように対応すればよいかわっている。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	2.8	1.1	1	5	2.0	4.0	0.6	3	5	4.0	1%水準★
③自死を誓っている人が、適切な支援を受けることができる機関につながることができる。	とてもそう思う(1点) ~ 全くそう思わない(5点)	3.6	1.0	1	5	4.0	4.1	0.7	3	5	4.0	5%水準★

(3) 結果

- ① 講義内容の理解度を測定する項目のうち、事前・事後で有意な差（5%水準）があった項目は次の3項目であった。
 - ・「○○圏域の自死死亡率は非常に高い傾向が続いている」
 - ・「自死を防ぐことは難しい」
 - ・「お酒の好きな人には、お酒を飲んで気張らしをするように勧めるとよい」
- ② 研修を受けることでGK効力感を測定する項目のうち、事前・事後で有意差（5%水準）があった項目は2項目であった。
 - ・「『死にたい』と言われたとき、どのように対応すればよいか知っている」
 - ・「自死を考えている人が、適切な支援を受けることができる機関につながることもできる」

(4) 考察

GK養成研修で目指すものは、単に適切な知識を増やすだけでなく、「GK養成研修によって、実際の相談場面でGKとしての役割を果たせるようになるか」である。GK養成研修参加者が、研修受講後に実際にGKとしての役割を果たせているかどうかについては、研修参加者を経年的に把握する必要があるが、参加者・アンケート実施者とも時間的に負担のある方法である。そこで、より簡便な方法として「自己効力感の変化」という視点でGK養成研修受講前後のアンケートを用いることで研修効果を評価する（効果測定）ことが可能になるのではないかと考えられる。

今回の結果では、内容の理解度よりも自己効力感の変化が目立っていた。これは先行研究においても重視されている点であった。

行政施策として取り組まれているGK養成研修は、引き続き事業評価が必要となる。GK養成研修の評価にGK効力感を取り入れるという試みは、今後の取組みの参考となる視点だろう。

(5) 研究発表

- 第54回（平成25年度）島根県保健福祉環境研究発表会にて誌上発表した。
- 第49回（平成25年度）全国精神保健福祉センター協議会にて誌上発表した。

8. 自死対策情報センター事業

(1) 事業の概要

- ① 目的
自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実を図る。
- ② 事業内容
 - ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
 - ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
 - ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

(2) 事業の実績及び成果

- ① 情報メール配信
自死対策連携推進員が情報の収集を行い、週に1回メールを利用して関係者に向けて情報発信する。
ホームページ内での情報発信の充実。
- ② 圏域連絡調整会議
平成25年12月10日（火） 13:30～15:30（松江）参加者20名
- ③ 人材育成研修
<主催>
 - ① 「自死対策等関係機関研修会」
日時：平成25年8月11日（日） 14:00～16:00
会場：ホテル宍道湖 鳳凰

対象：医療、精神保健等の分野において、自死対策に関わる相談業務に従事する者、教育関係者

内容：講演「自死対策の視点－未遂者・自傷行為等ハイリスクな人たちへの支援と連携」

講師 自殺予防総合対策センター副センター長 松本 俊彦氏

② 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」

日時：1日目 平成25年11月23日（土）9：30～16：30

2日目 平成25年11月24日（日）9：30～16：30

会場：出雲商工会議所 6階ホール

対象：精神保健福祉領域の専門職、行政のゲートキーパー養成研修担当者

内容：メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「気づく」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講師：平成25年度科学研究費助成事業 学術研究助成基金（基盤研究(C)）「精神保健従事者への遠隔教育モデルを含めた教育システムの構築」研究班の班員

<講師派遣>

○島根県経営指導員等研修会

主催：松江商工会議所

日時：平成25年8月21日（水）

対象：県内商工会議所、商工会の経営指導員等

○隠岐圏域ゲートキーパー養成研修

主催：隠岐保健所

日時：平成25年10月21日（月）

対象：自死予防対策連絡会構成員、民生児童委員、精神保健福祉ボランティア、保健・福祉関係事業所職員、理容師組合組合員

○益田市ゲートキーパー養成研修

主催：益田市

日時：平成25年11月28日（木）

対象：市役所職員

○女性相談センター職場研修

主催：女性相談センター

日時：平成25年12月10日（火）

対象：女性相談員等

○松江市自殺対策事業スキルアップ研修会

主催：松江市

日時：平成26年2月18日（火）

対象：松江市保健師等

③ 普及啓発

・教材作成

平成25年3月の「島根県自死対策総合計画」改訂に合わせ、ゲートキーパー手帳、自死対策のための相談対応の手引きを改訂した。

・センターホームページ内にある自死対策情報センターのページをリニューアルし、県民に分かりやすく情報提供できるよう整えた。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

9. 自死遺族支援

平成20年3月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成25年3月改訂の「島根県自死対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- ・平成19年8月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- ・平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム in しまね」を開催
- ・平成20年1月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- ・平成20年3月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催
- ・平成24年4月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい（分かち合いの会）」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

※平成20年3月から平成24年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成24年度で終了とした。

※平成25年度からは試行的な取組みとして、司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催することとした。

(2) 「自死遺族のための相談会」開催状況

目 的 自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。

会 場 いきいきプラザ島根内研修室

主 催 心と体の相談センター

相談員 司法書士1名、相談・判定課職員2名、

開催日 平成25年5月11日（土）、7月20日（土）、9月21日（土）、11月16日（土）、
平成26年1月18日（土）、3月15日（土）

実 績 相談件数2件

(3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

- ・開設時期 平成20年2月
- ・受付時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
- ・平成25年度実績 18件

(4) 平成25年度自死遺族・遺児支援研修会

日 時：平成26年1月17日（金） 13：30～15：30

場 所：水天閣

対 象：行政、医療・精神保健分野の専門家、法律の専門家、各種相談機関に従事する者、
自死遺族支援に関連する団体の関係者（参加者49名）、その他報道機関6名

内 容：講演「遺族が直面する法律問題」

講 師：八王子合同法律事務所 和泉貴士 弁護士

(5) 関係機関との連携

自死遺族自助グループ しまね分かち合いの会虹、逢いたい～ぼちぼちの集い～と連携を深めるため、意見交換を実施した。

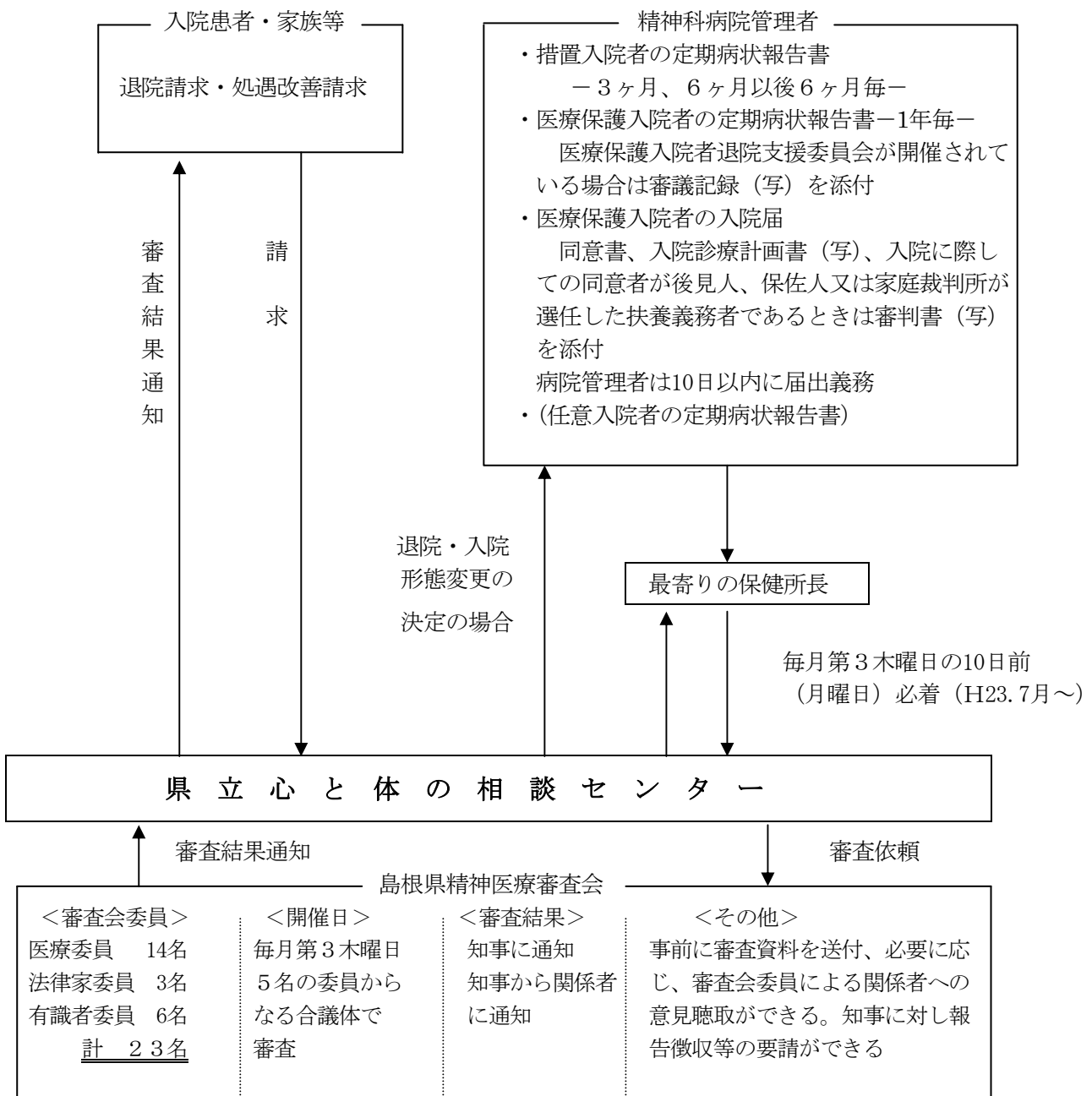
10. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行うため県に設置されている。

(1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院者に係る定期の報告（措置入院者の定期病状報告書）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（医療保護入院者の定期病状報告書）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第1項の規定によるもの）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ）

(2) 事務処理の流れ



(3) 精神医療審査会の審査状況

① 定期の報告等

		審査件数	審査結果件数		
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続 不 要
医療保護入院時の届出					
	21年度	1,161	1,161	0	0
	22年度	1,181	1,181	0	0
	23年度	1,213	1,213	0	0
	24年度	1,250	1,250	0	0
	25年度	1,214	1,214	0	0
入 院 中 の 定 期 病 状 報 告	医療保護入院				
	21年度	880	880	0	0
	22年度	898	898	0	0
	23年度	881	881	0	0
	24年度	890	890	0	0
	25年度	832	832	0	0
	措置入院				
	21年度	17	17	0	0
	22年度	13	13	0	0
	23年度	14	14	0	0
24年度	18	18	0	0	
25年度	18	18	0	0	
合計					
	21年度	2,058	2,058	0	0
	22年度	2,092	2,092	0	0
	23年度	2,108	2,108	0	0
	24年度	2,158	2,158	0	0
	25年度	2,064	2,064	0	0

② 退院等の請求

	請求件数	審査件数	審査結果件数			
			入院又は 処遇が適当	他の入院形態 への移行が適当	入院又は処遇 は不適当	
退院の請求						
	21年度	31	29	28	1	0
	22年度	36	33	32	0	1
	23年度	31	31	31	0	0
	24年度	29	21	21	0	0
	25年度	26	23	23	0	0
処遇改善の請求						
	21年度	2	2	2	0	0
	22年度	4	3	3	0	0
	23年度	5	5	5	0	0
	24年度	8	7	7	0	0
	25年度	7	6	6	0	0
合計						
	21年度	33	31	30	1	0
	22年度	40	36	35	0	1
	23年度	36	36	36	0	0
	24年度	37	28	28	0	0
	25年度	33	29	29	0	0

11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

(1) 平成25年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成11年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月2回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。

(2) 平成25年度月別承認状況

下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

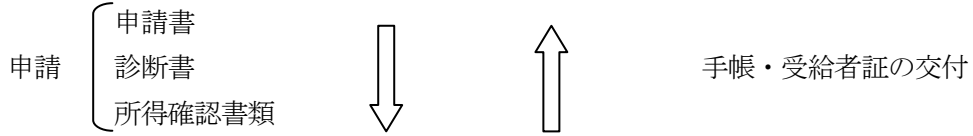
月	手 帳		精神通院医療 承認件数
	承認件数	うち診断書	
4月	294	164	1,598
5月	254	90	1,183
6月	244	131	1,349
7月	178	91	1,123
8月	203	97	1,019
9月	200	114	1,240
10月	239	96	951
11月	201	89	947
12月	200	116	1,175
1月	229	86	1,052
2月	214	103	1,588
3月	272	158	1,908
計	2,728	1,335	15,133

(平成26年5月30日作成)

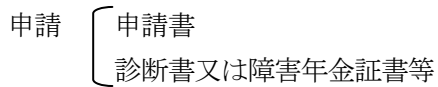
(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ

申請者（本人・保護者）

【自立支援医療（精神通院医療）】



【精神障害者保健福祉手帳】



市 町 村

* 申請書受理・書類確認



心と体の相談センター

* 書類判定（精神障害者保健福祉手帳等判定審査会 等）

「高次脳機能障がい県支援拠点編」

◇ 高次脳機能障がい県支援拠点編

平成19年度から新規事業として高次脳機能障がい者支援事業が立ち上げられた。

当センターは県支援拠点として、相談支援コーディネーター業務及び圏域相談支援拠点業務を委託して、次のような活動を行っている。

あわせて、関係機関等との連携確保・連携調整の役割を受け持ち、支援コーディネーター連絡会議を開催、関係機関向け啓発を行っている。

1. 相談支援コーディネーター業務

(1) 圏域拠点会議への参加

県支援コーディネーター（エスポアール出雲クリニック）がネットワーク会議に参加して、国の動向及び県の施策等について情報提供を行うとともに、事例を通して、各関係機関のネットワークのあり方について助言を行った。

また、ケース・カンファレンスに参加して、事例を掘り下げて検討することで、高次脳機能障がい者への有効な支援を探った。

<ネットワーク会議>

各圏域ネットワーク会議（2-3参照）へ参加

<ケース会議>

各圏域ケース会議150件（2-4参照）の内143件の会議に参加し、助言を行った。

(2) 普及啓発

関係機関の職員等を対象にした研修会へ、県支援コーディネーターを講師等として派遣を行った。

と き	名称（主催者）	対象者	人数
4月17日	介護実践研修（(財)介護労働安定センター）	介護職員	28名
4月20日	障がい児支援研修会（亀の子サポートセンター）	学校・保育・福祉関係者	71名
5月22日	介護実践研修（(財)介護労働安定センター）	介護職員	28名
6月18日	八手会研修（八手会）	一般住民	7名
6月22日	第5回しまね高次脳機能障害研究会 （しまね高次脳機能障害研究会・第一三共株式会社）	支援関係者等	114名
8月10日	島根県高次脳機能障がい者支援研修会（島根県・東部 島根医療福祉センター）	行政・保健・医療・福祉・教 育関係者・当事者・家族	227名
8月22日	介護実践研修（(財)介護労働安定センター）	介護職員	23名
10月15日	まつえ障がい児・者ボランティア講座（松江市社会福 祉協議会）	ボランティア	20名
10月24日	（社福）みずうみ すまいる苑職員研修(厚生センター)	ヘルパー・施設職員	20名
11月20日	介護職員研修（すずらん福祉センター）	介護職員	10名
12月8日	第6回しまね高次脳機能障害研究会（しまね高次脳機 能障害研究会）	支援関係者等	75名
1月11日	島根県高次脳機能障がい者支援研修会（島根県・西部 島根医療福祉センター）	行政・保健・医療・福祉・教 育関係者・当事者・家族	77名
1月18日	高次脳機能障害リハビリテーション講習会 （千葉リハビリテーションセンター 高次脳機能障害 支援センター）	支援関係者	150名

(3) 家族支援

県支援コーディネーターとして家族会活動、家族のつどい、サロン相談会等に参加した。

とき	ところ	内容
5月12日	松江市	総会
6月21日	大田市	つどい
7月13日	出雲市	つどい
11月13日	松江市	つどい
12月13日	大田市	つどい
2月15日	出雲市	つどい
2月26日	大田市	つどい

とき	ところ	内容
3月15日	浜田市	つどい
5月16日・8月1日 11月28日・3月7日	出雲市 松江市	全国大会現地実 行委員会
7月29日	出雲市	企画ワーキンググループ会議
10月17日	松江市	全国大会事務局会議
9月27日～28日	大分市	脳外傷友の会実行委員会

2. 圏域相談支援拠点業務

(1) 圏域相談支援拠点の新規相談者数

新規者	実人員 (1)	(再掲) 新規者の相談経路						
		医療機関 (2)	障害者支援事業所 (3)	介護保険事業所 (4)	保健所 (5)	市町村 (6)	その他 (7)	なし (8)
人員	78	46	7	6	0	6	9	4

(2) 相談のべ件数

	電話	来所	訪問	その他	計
本人・家族	839	1,161	311	346	2,657
関係機関	1,371	212	116	100	1,799
計	2,210	1,373	427	446	4,456

(3) ネットワーク会議

圏域名	開催月日	参加者
松江	5月15日	21人
	8月21日	31人
	11月20日	19人
	2月12日	22人
雲南	6月6日	27人
	9月12日	20人
	12月5日	17人
出雲	4月17日	47人
	6月19日	45人
	8月21日	36人
	10月16日	39人
	12月18日	31人
	2月12日	32人

圏域名	開催月日	参加者
大田	5月17日	22人
	8月23日	20人
	11月15日	15人
	2月14日	17人
	7月2日	23人
浜田	3月4日	22人
	5月24日	21人
益田	11月18日	19人
	2月13日	26人
	7月18日	15人
隠岐	7月18日	15人
	7月19日	9人

(4) その他主催した会合・研修会等

研修会・講習会		ケース会議		家族会・交流会	
開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
7	506	150	781	17	233

3. 連携確保・連携調整

(1) 支援コーディネーター連絡会議開催

各圏域相談支援拠点の支援コーディネーターの技術向上と均衡を図ることを目的として連絡会議を開催した。

(参加者) 圏域相談支援拠点の支援コーディネーター、県支援コーディネーター、保健所職員

(内 容) 各圏域の状況報告等

第1回	平成25年5月8日(水)	場所：いきいきプラザ 402会議室 参加人数：26名
第2回	平成25年10月29日(火)	場所：松江合同庁舎 602会議室 参加人数：21名

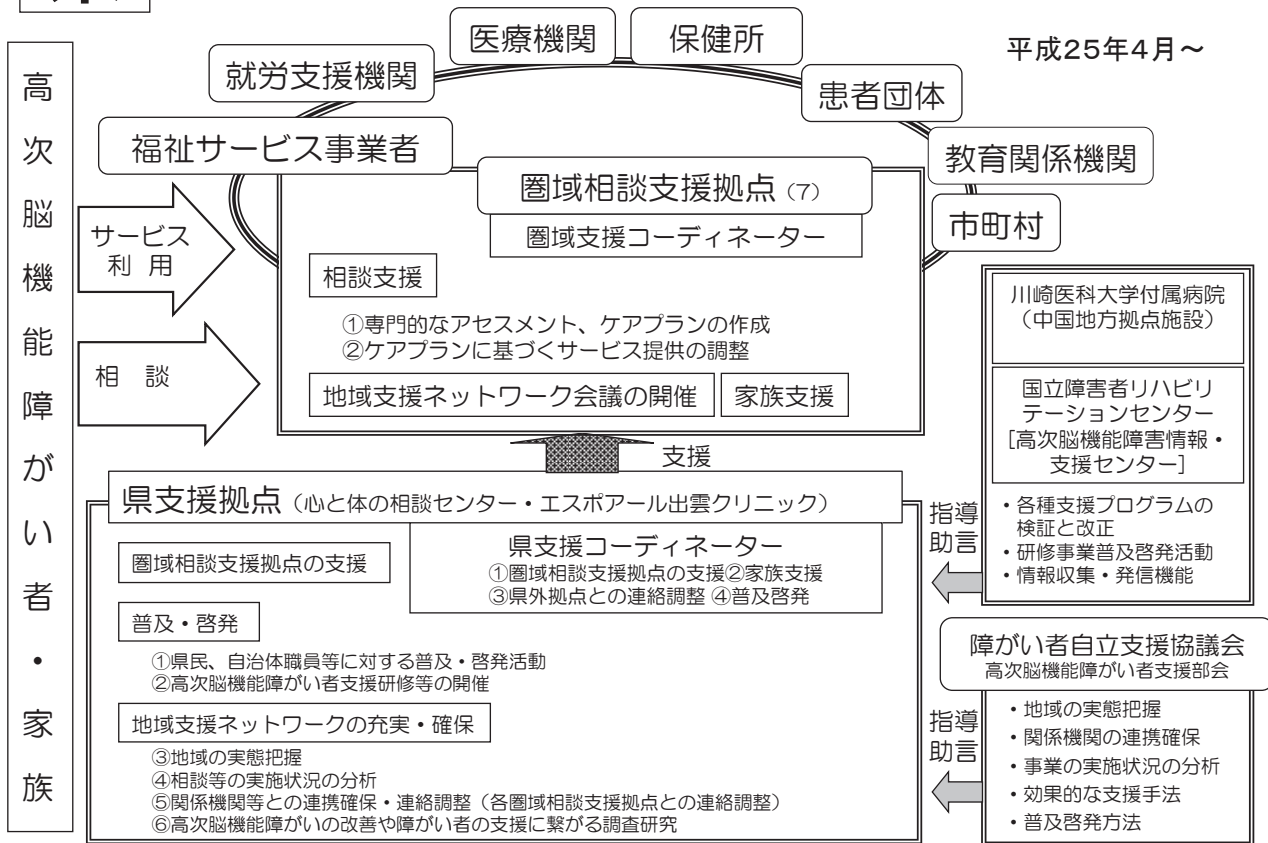
(2) 関係機関へ向けた啓発

と き	名称(主催者)	対象者	人数
東部： 5月15日 西部： 22日	平成25年度市町村障がい者福祉業務担当職員研修会(心と体の相談センター)	市町村担当者	東部：42名 西部：29名
11月18日	児童相談所職員研究協議会判定部会(児童相談所)	児童相談所職員他	17名
3月8日	平成25年度高次脳機能障がい地域支援ネットワーク中国ブロック研修会(高次脳機能障害地域支援ネットワーク中国ブロック協議会・心と体の相談センター)	当事者、家族 関係者	150人

県

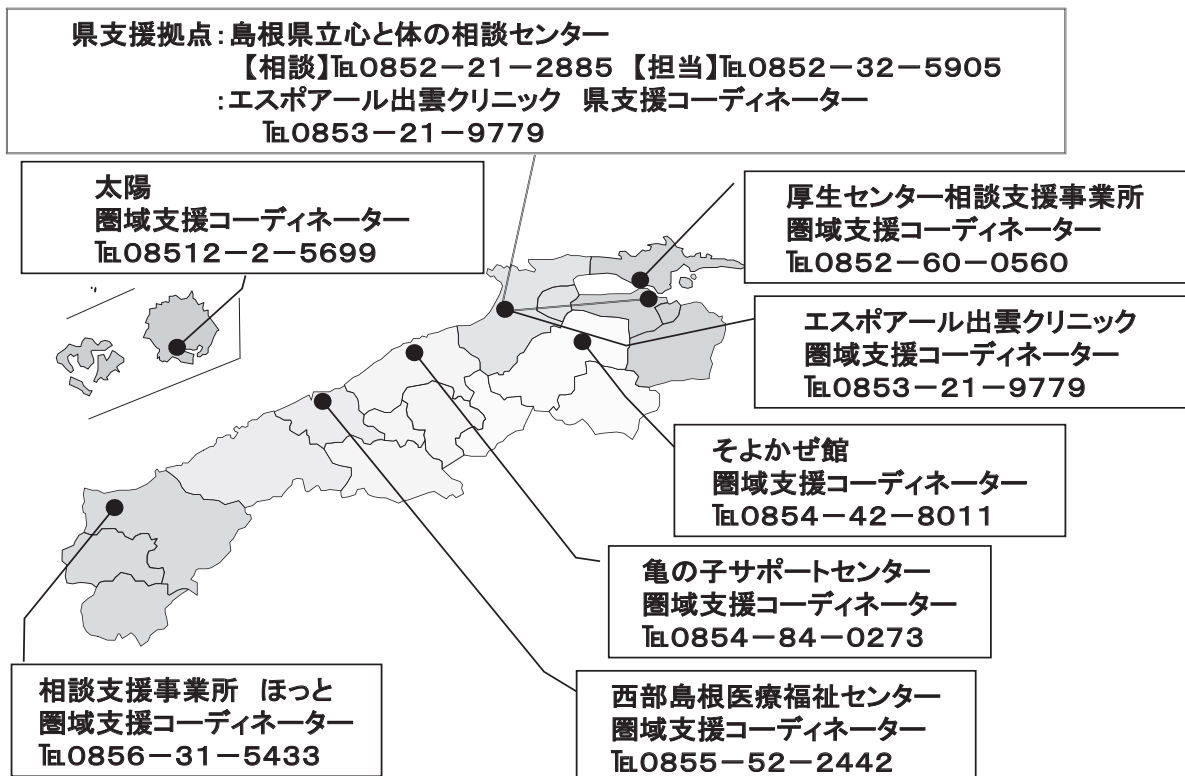
高次脳機能障がい者支援事業（島根版圏域毎の支援体制イメージ）

平成25年4月～



島根県高次脳機能障がい者支援事業

県支援拠点・圏域相談支援拠点の設置状況



III 資 料

Ⅲ 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号
(改正 平成18年条例第16号)
(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則（平成18年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	使 用 料 又 は 手 数 料
診察（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算定に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

平成26年4月1日現在

市町村名	課 名	電 話	F A X	管 内		
				児童相談所	保 健 所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5304	0852-55-5309	中央	松江	松江
浜田市	高齢障がい課	0855-25-9322	0855-23-4922	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	生活福祉課	0856-31-0251	0856-24-0181	益田	益田	浜田
大田市	社会福祉課	代 0854-82-1600	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
安来市	福祉課	0854-23-3217 0854-23-3216	0854-23-3281	中央	松江	松江
江津市	社会福祉課	0855-52-2501	0855-52-1374	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-2030			出雲
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			出雲
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-1136	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

① 市町村別・等級別・年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成26年3月31日現在

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計						
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上					
松江市	3,106	2,230	1,246	821	1,466	19	1,141	2,233	13	1,793	451	1	309	640	8	495	9,142	174	6,789
浜田市	894	685	481	6	528	2	419	811	5	653	202	0	158	245	3	203	3,161	27	2,475
出雲市	2,831	2,051	1,131	14	830	23	971	1,967	7	1,568	494	2	362	673	12	550	8,315	120	6,332
益田市	859	643	474	8	350	6	386	740	9	600	239	1	175	347	1	289	3,151	41	2,443
大田市	714	539	344	1	258	5	343	516	0	416	173	2	128	161	2	133	2,323	20	1,817
安来市	722	558	290	0	230	2	340	860	0	754	180	0	143	204	5	175	2,661	21	2,200
江津市	493	361	213	3	159	1	236	420	1	351	118	0	96	150	4	124	1,670	13	1,327
雲南市	755	583	296	6	213	3	354	641	0	544	109	0	85	207	2	158	2,426	23	1,937
奥出雲町	254	197	113	0	86	1	125	243	2	202	60	0	44	80	1	70	892	9	724
飯南町	124	95	52	1	42	0	60	123	0	105	42	0	33	36	1	28	446	3	363
川本町	82	63	47	0	35	0	48	58	0	52	26	0	22	27	0	23	291	1	243
美郷町	102	83	56	0	46	0	60	95	0	80	33	0	27	37	0	35	390	2	331
邑南町	218	173	124	0	107	1	118	193	0	161	73	0	57	86	0	72	845	3	688
津和野町	183	152	80	1	60	1	89	168	0	138	62	0	52	60	0	52	660	5	543
吉賀町	127	104	60	0	52	1	75	150	1	132	49	0	39	61	0	56	537	3	458
海士町	37	32	38	0	30	0	36	84	0	76	21	0	20	26	1	17	249	1	211
西ノ島町	55	46	32	0	26	1	45	76	0	65	17	0	14	32	0	29	263	1	225
知夫村	12	12	12	0	11	0	12	27	0	25	10	0	10	13	0	13	87	0	83
隠岐の島町	274	213	123	0	97	1	137	243	4	201	50	0	40	66	0	58	919	11	746
合計	11,842	8,820	5,212	77	3,810	67	4,995	9,648	42	7,916	2,409	6	1,814	3,151	40	2,580	38,428	478	29,935
構成比	30.8%	51.5%	13.6%	16.1%	12.7%	14.0%	16.7%	25.1%	8.8%	26.4%	6.3%	1.3%	6.1%	8.2%	8.4%	8.6%			

②-1 市町村別・障がい別・年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成26年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしやく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計		
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	
松江市	583	393	950	704	102	55	5,163	3,804	2,344	39	1,833	9,142	6,789
浜田市	220	179	320	261	37	22	1,923	1,485	661	4	528	3,161	2,475
出雲市	630	485	955	767	113	66	4,510	3,413	2,107	35	1,601	8,315	6,332
益田市	232	177	408	343	32	23	1,846	1,411	633	14	489	3,151	2,443
大田市	208	157	269	225	37	1	1,240	960	569	4	451	2,323	1,817
安来市	154	123	452	422	30	0	1,417	1,129	608	1	505	2,661	2,200
江津市	134	113	205	177	26	1	916	694	389	1	324	1,670	1,327
雲南市	149	109	264	221	24	0	1,421	1,127	568	4	463	2,426	1,937
奥出雲町	64	53	99	87	12	0	531	419	186	1	156	892	724
飯南町	37	27	33	26	4	0	266	228	106	0	82	446	363
川本町	22	20	37	34	4	0	163	129	65	0	56	291	243
美郷町	29	22	49	48	4	0	238	197	70	1	60	390	331
邑南町	70	55	87	77	17	0	489	388	182	0	161	845	688
津和野町	52	47	74	67	11	0	373	296	150	2	128	660	543
吉賀町	47	39	85	77	7	0	292	250	106	2	87	537	458
海士町	22	20	32	27	2	0	158	133	35	0	30	249	211
西ノ島町	18	16	47	42	3	0	158	128	37	0	36	263	225
知夫村	5	4	15	15	0	0	51	49	16	0	15	87	83
隠岐の島町	88	76	107	94	17	1	480	376	227	3	190	919	746
合計	2,764	11	2,115	4,488	482	3	21,635	16,616	9,059	111	7,195	38,428	29,935
構成比	7.2%		11.7%		1.3%		56.3%		23.6%				

②-2 市町村別・障がい別・男女別 身体障害者手帳所持者数

平成26年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
松江市	583	265	318	950	400	550	102	67	35	5,163	2,093	3,070	2,344	1,259	1,085	9,142	4,084	5,058
浜田市	220	89	131	320	135	185	37	32	5	1,923	818	1,105	661	345	316	3,161	1,419	1,742
出雲市	630	278	352	955	438	517	113	80	33	4,510	2,022	2,488	2,107	1,179	928	8,315	3,997	4,318
益田市	232	104	128	408	161	247	32	23	9	1,846	860	986	633	352	281	3,151	1,500	1,651
大田市	208	86	122	269	113	156	37	29	8	1,240	538	702	569	311	258	2,323	1,077	1,246
安来市	154	64	90	452	199	253	30	26	4	1,417	657	760	608	329	279	2,661	1,275	1,386
江津市	134	58	76	205	83	122	26	23	3	916	396	520	389	201	188	1,670	761	909
雲南市	149	67	82	264	120	144	24	17	7	1,421	601	820	568	315	253	2,426	1,120	1,306
奥出雲町	64	25	39	99	37	62	12	10	2	531	209	322	186	111	75	892	392	500
飯南町	37	15	22	33	14	19	4	3	1	266	105	161	106	59	47	446	196	250
川本町	22	13	9	37	15	22	4	4	0	163	66	97	65	33	32	291	131	160
美郷町	29	9	20	49	18	31	4	4	0	238	99	139	70	35	35	390	165	225
邑南町	70	29	41	87	35	52	17	11	6	489	231	258	182	102	80	845	408	437
津和野町	52	25	27	74	26	48	11	8	3	373	169	204	150	76	74	660	304	356
吉賀町	47	22	25	85	43	42	7	3	4	292	121	171	106	56	50	537	245	292
海士町	22	10	12	32	14	18	2	1	1	158	58	100	35	22	13	249	105	144
西ノ島町	18	8	10	47	16	31	3	3	0	158	52	106	37	19	18	263	98	165
知夫村	5	3	2	15	7	8	0	0	0	51	13	38	16	8	8	87	31	56
隠岐の島町	88	34	54	107	45	62	17	11	6	480	195	285	227	119	108	919	404	515
合計	2,764	1,204	1,560	4,488	1,919	2,569	482	355	127	21,635	9,303	12,332	9,059	4,931	4,128	38,428	17,712	20,716

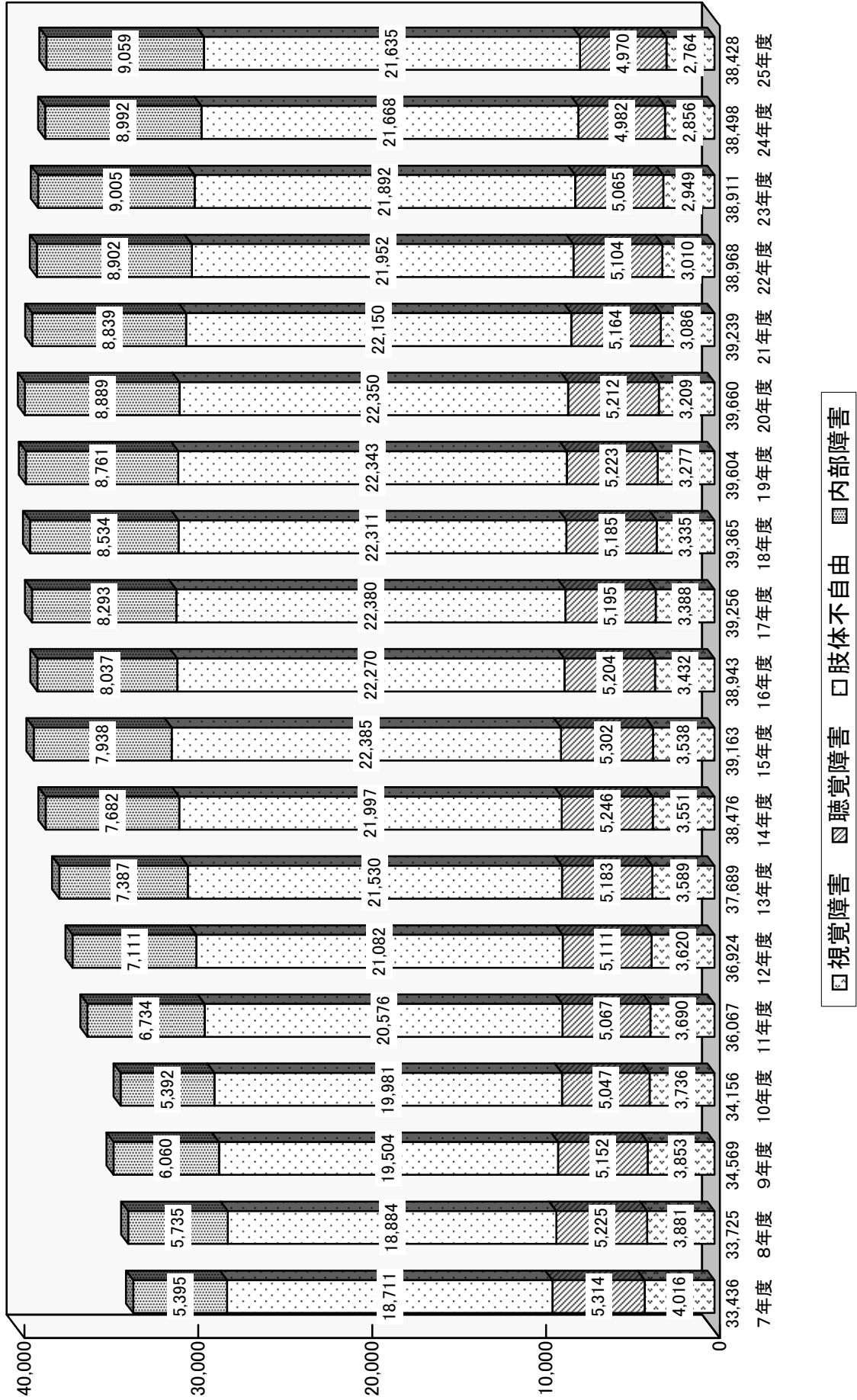
③ 障がい別・等級別・年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成26年3月31日現在

	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		合 計	
	18歳 未満	65歳 以上	18歳 未満	65歳 以上	18歳 未満	65歳 以上	18歳 未満	65歳 以上	18歳 未満	65歳 以上	18歳 未満	65歳 以上	18歳 未満	65歳 以上
	視覚機能障害	916	5 677	783	1 604	203	4 158	182	0 141	366	1 267	314	0 268	2,764
聴覚・平機能障害	225	3 136	854	36 582	554	5 456	935	9 840	24	0 13	1,896	36 1,687	4,488	89 3,714
聴覚	225	3 136	850	36 579	539	5 448	935	9 840	8	0 7	1,896	36 1,687	4,453	89 3,697
平衡機能	0	0 0	4	3 3	15	0 8	0	0 0	16	0 6	0	0 0	0	35 0
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0 4	32	0 23	271	1 192	174	2 76	0	0 0	0	0 0	0	482 3
肢体不自由	4,411	182 3,033	3,466	39 2,545	4,176	21 3,432	6,622	13 5,447	2,019	5 1,534	941	4 625	21,635	264 16,616
上肢	1,825	36 1,367	1,444	13 1,051	812	7 523	817	4 617	685	3 562	398	2 262	5,981	65 4,382
下肢	583	21 397	944	9 713	2,834	8 2,508	5,732	7 4,783	899	0 630	528	2 358	11,520	47 9,389
体幹	1,838	68 1,265	1,047	8 780	517	3 400	63	0 46	426	1 342	9	0 5	3,900	80 2,838
脳原性運動機能障害	165	57 4	31	9 1	13	3 1	10	2 1	9	1 0	6	0 0	234	72 7
上肢機能	108	36 4	17	2 1	12	3 1	8	1 1	8	1 0	3	0 0	156	43 7
移動機能	57	21 0	14	7 0	1	0 0	2	1 0	1	0 0	3	0 0	78	29 0
内部障害	6,285	56 4,970	77	1 56	962	36 757	1,735	18 1,412	0	0 0	0	0 0	9,059	111 7,195
心臓機能障害	4,359	44 3,738	39	0 31	572	26 423	305	10 207	0	0 0	0	0 0	5,275	80 4,399
じん臓機能障害	1,699	5 1,069	6	0 6	58	0 48	23	0 17	0	0 0	0	0 0	1,786	5 1,140
呼吸器機能障害	179	2 144	19	0 15	245	4 226	128	1 115	0	0 0	0	0 0	571	7 500
ぼうこう・直腸機能障害	11	0 10	4	1 1	79	6 57	1,267	7 1,072	0	0 0	0	0 0	1,361	14 1,140
小腸機能障害	5	1 3	0	0 0	4	0 2	7	0 1	0	0 0	0	0 0	16	1 6
免疫機能障害	4	0 0	6	0 0	2	0 0	5	0 0	0	0 0	0	0 0	17	0 0
肝臓機能障害	28	4 6	3	0 3	2	0 1	0	0 0	0	0 0	0	0 0	33	4 10
合 計	11,842	246 8,820	5,212	77 3,810	6,166	67 4,995	9,648	42 7,916	2,409	6 1,814	3,151	40 2,580	38,428	478 29,935

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移

平成26年3月31日現在



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳

① 市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成26年3月31日現在

区 分	自立支援医療費 対 象 者	手 帳 所 持 者			
		1 級	2 級	3 級	合 計
県 計	14,280	937	2,912	964	4,813
松江保健所管内	5,312	316	1,094	352	1,762
松江市	4,526	250	920	290	1,460
安来市	786	66	174	62	302
雲南保健所管内	1,122	51	163	64	278
雲南市	785	35	98	36	169
奥出雲町	231	9	46	20	75
飯南町	106	7	19	8	34
出雲保健所管内	3,554	228	664	176	1,068
出雲市	3,554	228	664	176	1,068
県央保健所管内	991	90	278	88	456
大田市	646	60	196	46	302
川本町	67	5	20	8	33
美郷町	90	10	24	8	42
邑南町	188	15	38	26	79
浜田保健所管内	1,741	114	381	184	679
浜田市	1,182	82	260	120	462
江津市	559	32	121	64	217
益田保健所管内	1,118	102	239	78	419
益田市	830	74	191	56	321
津和野町	146	10	24	10	44
吉賀町	142	18	24	12	54
隠岐保健所管内	442	36	93	22	151
海士町	45	8	16	10	34
西ノ島町	48	10	13	2	25
知夫村	17	0	9	3	12
隠岐の島町	332	18	55	7	80

※平成25年度末に有効期間を有するものの数（平成26年5月30日作成）

② 精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

平成26年3月31日現在

月	23年度		24年度		25年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	223	102	209	108	294	164
5月	203	106	227	74	254	90
6月	223	84	156	78	244	131
7月	192	83	206	81	178	91
8月	168	89	139	67	203	97
9月	196	81	133	85	200	114
10月	152	97	217	88	239	96
11月	213	85	159	77	201	89
12月	185	84	188	91	200	116
1月	159	89	156	70	229	86
2月	218	89	188	100	214	103
3月	207	105	216	100	272	158
計	2,339	1,094	2194	1,019	2,728	1,335

※平成25年度末に有効期間を有するものの数（平成26年5月30日作成）

③ 市町村別・年齢階層別自立支援医療（精神通院医療）受給者数

平成26年3月31日現在

区分	性別	0歳～ 5歳未満	5歳～ 10歳未満	10歳～ 15歳未満	15歳～ 20歳未満	20歳～ 25歳未満	25歳～ 30歳未満	30歳～ 35歳未満	35歳～ 40歳未満	40歳～ 45歳未満	45歳～ 50歳未満	50歳～ 55歳未満	55歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳～ 70歳未満	70歳～	合計
松江市	男		1	27	77	112	106	180	208	276	213	193	223	204	134	203	2,157
	女			22	68	108	160	207	223	275	217	202	183	197	181	326	2,369
	計	0	1	49	145	220	266	387	431	551	430	395	406	401	315	529	4,526
浜田市	男		2	26	22	25	24	38	53	48	40	47	63	60	56	57	561
	女			5	16	36	34	44	52	60	53	53	50	60	51	107	621
	計	0	2	31	38	61	58	82	105	108	93	100	113	120	107	164	1,182
出雲市	男		55	109	71	58	80	120	176	170	162	130	145	186	147	163	1,772
	女		21	46	65	83	114	121	135	199	168	116	133	168	142	271	1,782
	計	0	76	155	136	141	194	241	311	369	330	246	278	354	289	434	3,554
益田市	男		8	22	10	14	15	30	36	40	36	35	37	50	38	43	414
	女		6	7	9	16	27	27	34	44	28	31	36	39	37	75	416
	計	0	14	29	19	30	42	57	70	84	64	66	73	89	75	118	830
大田市	男		4	14	11	13	12	25	18	27	38	32	39	46	27	33	339
	女			4	7	15	18	28	30	21	25	20	32	33	34	40	307
	計	0	4	18	18	28	30	53	48	48	63	52	71	79	61	73	646
安来市	男		1	23	8	13	19	8	37	48	36	39	47	32	38	51	400
	女			9	14	16	17	18	44	42	38	37	29	35	38	49	386
	計	0	1	32	22	29	36	26	81	90	74	76	76	67	76	100	786
江津市	男		6	20	11	11	11	15	31	23	22	42	25	32	24	22	295
	女		3	6	8	7	17	34	21	21	20	19	22	18	18	50	264
	計	0	9	26	19	18	28	49	52	44	42	61	47	50	42	72	559
雲南市	男		6	17	10	9	18	19	36	40	32	29	38	44	36	52	386
	女			8	8	15	21	31	25	40	33	28	30	52	36	72	399
	計	0	6	25	18	24	39	50	61	80	65	57	68	96	72	124	785
奥出雲町	男		1	2	5	3	4	4	6	6	9	9	13	20	7	13	102
	女		2	1	5	5	8	8	9	8	11	9	8	17	8	30	129
	計	0	3	3	10	8	12	12	15	14	20	18	21	37	15	43	231
飯南町	男		1	4	1	2	1	3	3	5	2	4	10	11	5	7	59
	女				1	4	3	1	2	7	4	4	5	2	7	7	47
	計	0	1	4	2	6	4	4	5	12	6	8	15	13	12	14	106
川本町	男		1	3	3		3	3	2	1	1		4	3	5	6	35
	女					1	2	1	1	5	4	4	4	3	3	4	32
	計	0	1	3	3	1	5	4	3	6	5	4	8	6	8	10	67
美郷町	男			2	1	1	2		2	5	3	3	9	10	1	2	41
	女			2	1	4	4	2	6	6	2	3	6	2	4	7	49
	計	0	0	4	2	5	6	2	8	11	5	6	15	12	5	9	90
邑南町	男		1	5	6	3	4	3	10	8	6	12	10	11	10	8	97
	女			1	3	2	3	3	9	14	12	9	10	6	10	9	91
	計	0	1	6	9	5	7	6	19	22	18	21	20	17	20	17	188
津和野町	男			2	1		4	4	5	8	4	10	9	10	8	6	71
	女			1	3	2	7	13	3	3	2	3	6	11	5	16	75
	計	0	0	3	4	2	11	17	8	11	6	13	15	21	13	22	146
吉賀町	男			1	3	2	5	4	4	3	2	6	6	5	9	12	62
	女		2	1	1		1	2	7	7	2	2	8	11	8	28	80
	計	0	2	2	4	2	6	6	11	10	4	8	14	16	17	40	142
海士町	男			2		1				3	1	1	3	3	2	2	18
	女			1	1		1	1	1	5	1	3	2	6	3	2	27
	計	0	0	3	1	1	1	1	1	8	2	4	5	9	5	4	45
西ノ島町	男					1	1	1	1	2	3		5	6	2	3	25
	女							3	3	2	5	1	3	3		3	23
	計	0	0	0	0	1	1	4	4	4	8	1	8	9	2	6	48
知夫村	男		1								1		1	2	1	1	8
	女									2		1	2	1	1	1	8
	計	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	3	3	1	5	17
隠岐の島町	男		3	4		3	5	10	12	10	11	23	23	26	25	20	175
	女		2		3	6	9	3	10	7	15	8	12	22	23	37	157
	計	0	5	4	3	9	14	13	22	17	26	31	35	48	48	57	332
合計	男	0	91	283	240	271	314	467	640	723	622	615	710	761	574	707	7,018
	女	0	36	114	213	320	446	547	615	768	640	553	581	686	609	1,134	7,262
	計	0	127	397	453	591	760	1,014	1,255	1,491	1,262	1,168	1,291	1,447	1,183	1,841	14,280

(注1) 平成25年度末に有効期間を有するものの数(平成26年5月30日作成)

(注2) 年齢は、年度末で計算

(3) 療育手帳

① 市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

平成26年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	143	228	371	524	798	1,322	147	96	243	1,936	
安来市	17	35	52	124	170	294	39	14	53	399	
<松江圏域>	160	263	423	648	968	1,616	186	110	296	2,335	
雲南市	9	25	34	124	222	346	58	24	82	462	
奥出雲町	9	12	21	36	37	73	18	3	21	115	
飯南町	3	5	8	17	35	52	5	2	7	67	
<雲南圏域>	21	42	63	177	294	471	81	29	110	644	
出雲市	95	146	241	403	650	1,053	134	61	195	1,489	
<出雲圏域>	95	146	241	403	650	1,053	134	61	195	1,489	
大田市	15	36	51	143	165	308	40	19	59	418	
川本町	2	11	13	15	22	37	6	5	11	61	
美郷町	3	9	12	31	24	55	12	3	15	82	
邑南町	8	7	15	49	61	110	20	8	28	153	
<大田圏域>	28	63	91	238	272	510	78	35	113	714	
浜田市	21	57	78	177	275	452	55	33	88	618	
江津市	13	26	39	116	111	227	25	7	32	298	
<浜田圏域>	34	83	117	293	386	679	80	40	120	916	
益田市	31	56	87	141	211	352	60	22	82	521	
津和野町	5	11	16	11	45	56	7	3	10	82	
吉賀町	6	8	14	22	36	58	13	1	14	86	
<益田圏域>	42	75	117	174	292	466	80	26	106	689	
海士町	0	4	4	10	13	23	4	1	5	32	
西ノ島町	2	1	3	6	17	23	5	3	8	34	
知夫村	0	0	0	2	3	5	0	0	0	5	
隠岐の島町	9	11	20	53	95	148	12	13	25	193	
<隠岐圏域>	11	16	27	71	128	199	21	17	38	264	
県合計	391	688	1,079	2,004	2,990	4,994	660	318	978	7,051	

② 相談・判定状況（過去5年間）

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	取扱集人数	相談内容										判定内容					判定書交付件数			
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計	
平成20年度	来所	0	0	3	1	1	0	232	101	335	8	335	0	0	343	0	227	94	321	
	巡回	0	0	0	0	0	0	530	1	531	0	531	0	0	531	0	530	1	531	
	計	0	0	3	1	1	0	762	102	869	8	866	0	0	874	0	757	95	852	
平成21年度	来所	1	0	0	0	0	0	244	106	351	27	351	0	0	378	0	236	113	349	
	巡回	0	0	0	0	0	0	516	0	516	0	516	0	0	516	0	515	0	515	
	計	1	0	0	0	0	0	760	106	867	27	867	0	0	894	0	751	113	864	
平成22年度	来所	1	0	24	0	2	1	273	103	404	25	399	0	0	424	2	256	143	401	
	巡回	0	0	0	0	0	0	600	14	614	0	614	0	0	614	0	599	14	613	
	計	1	0	24	0	2	1	873	117	1018	25	1013	0	0	1038	2	855	157	1014	
平成23年度	来所	0	0	7	1	4	1	260	103	376	40	366	0	0	406	3	251	113	367	
	巡回	0	0	1	0	0	0	516	3	520	1	519	0	0	520	0	515	4	519	
	計	0	0	8	1	4	1	776	106	896	41	885	0	0	926	3	766	117	886	
平成24年度	来所	0	0	0	1	11	1	246	117	376	43	369	0	2	414	3	231	130	364	
	巡回	0	0	0	0	0	0	556	22	578	2	578	0	0	580	0	556	1	557	
	計	0	0	0	1	11	1	802	139	954	45	947	0	2	994	3	787	131	921	
平成25年度	来所	0	0	5	5	3	0	212	159	384	45	370	0	0	415	1	212	143	356	
	巡回	0	0	0	0	0	0	534	2	534	0	536	0	0	536	0	536	0	536	
	計	0	0	5	5	3	0	746	161	918	45	906	0	0	951	1	748	143	892	

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定（肢体障害）業務委託医療機関

平成26年3月31日現在

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
玉造厚生年金病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111	63-4228
出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480	22-3991
益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
白根整形外科医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
(医) 仁寿会 加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
(医) 石州会 六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
隠岐広域連立立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
隠岐広域連立立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(注) 補装具判定担当窓口は次のとおりである。

玉造厚生年金病院	義肢室
島根大学医学部附属病院	リハビリテーション部
島根県立中央病院	リハビリテーション科
出雲市民リハビリテーション	リハビリテーション科
益田地域医療センター医師会病院	リハビリテーション科
雲南市立病院	リハビリテーション科
隠岐広域連立立隠岐島前病院	外科
その他の医療機関	整形外科

(2) 平成25年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区 分	肢体不自由										眼 疾 患	耳 疾 患	音 声 ・ 言 語 障 害	内部				計	
	脳 血 管 障 害	脳 性 麻 痺	進 行 性 筋 萎 縮 症 等	脊 頸 損	上 肢 切 断	下 肢 切 断	リ ュ ー マ チ	骨 折	変 形 性 股 関 節 症 等	そ の 他				じ ん 臓	心 臓	肝 臓	免 疫 機 能 障 害		
義肢一般構造－上肢					10					1									11
義肢一般構造－下肢						11				2									13
義肢－骨格構造－上肢					1														1
義肢－骨格構造－下肢						35				1									36
装具－上肢	5			2						1									8
装具－下肢	93	8	1	4				4	3	25									138
装具－体幹								1		1									2
車いす－電動車いす		9	5	4			1			3									22
車いす－車いす	25	22	14	7		1				12									81
意思伝達装置			4							1									5
座位保持装置		6	1	1						1									9
補聴器（ポケット型）												51							51
補聴器（耳掛け型）												245							245
補聴器（耳あな型）												7							7
補聴器（FM型）												2							2
補聴器（骨導式）																			0
特例補装具		2								1		2							5
不適	2																		2
小 計	125	47	25	18	11	47	1	5	3	49	0	307	0	0	0	0	0	0	638
更生医療－じん臓														261					261
更生医療－心臓															166				166
更生医療－肝臓																9			9
更生医療－肢体不自由								1	39										40
更生医療－眼疾患																			0
更生医療－耳・口腔疾患												1	5						6
更生医療－免疫機能																	9		9
不適																			0
小 計	0	0	0	0	0	0	0	1	39	0	0	1	5	261	166	9	9	491	
計	125	47	25	18	11	47	1	6	42	49	0	308	5	261	166	9	9	1129	

* 補装具の判定数は、給付判定数。

* 難病患者（身体障害者手帳なし）の車椅子給付（2件）を含む。

5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス

(1) 税制（主なもの）

平成26年4月1日現在

制度	内 容		備考			
所得税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、35万円が加算されます。			
		身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級		身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 の等級などが左記以外の場合		
	控除額	40万円<特別障がい者>	27万円<障がい者>			
相続税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者(相続人が85歳未満)				
		身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級		身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 の等級などが左記以外の場合		
	控除額	12万円×(85歳-相続したときの年齢) <特別障がい者>	6万円×(85歳-相続したときの年齢) <障がい者>			
マル優制度等	対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者				
	預貯金等の種類	マル優制度	特別マル優制度			
	非課税となる金額	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など	利付国債、公募地方債			
住民税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、23万円が加算されます。			
		身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級		身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 の等級などが左記以外の場合		
	控除額	30万円<特別障がい者>	26万円<障がい者>			
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	減免対象となる自動車	自動車の所有(取得)者	運転者	用途	・減免できる自動車は、お持ちの自動車(軽自動車を含む)のうち1台です。 ・自動車の所有者は原則として障がい者(本人)としますが、本人の所有する自動車(軽自動車を含む)がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。 ・割賦販売等により自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。 ・障がい者を「常時介護する方」が自動車の運転をする場合は、障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の所有(取得)する自動車を運転する場合に限りです。	
		障がい者本人	本人	本人		—
			生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用されること		
			常時介護をする方	主として障がい者の通学、通院、通所又は生業等の利用に供していること		
		障がい者と生計を一にする方(本人の所有する自動車がない場合に限り)	本人	本人		—
			生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用されること		
常時介護をする方	主として障がい者の通学、通院、通所又は生業等の利用に供していること					
減免対象となる障がい者	手帳の種類(障がい区分)	障がい者本人が運転する場合		障がい者と生計を一にする方又は障がい者を常時介護する方が運転する場合	(注)2以上の障がいがある場合の取扱い (1)障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。 ◎減免の対象とならない場合の例(生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合) 身体障害者手帳の等級が2級であっても、その内容が上肢不自由3級及び下肢不自由4級であるときは該当しません。 (2)障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。 ◎合算する例(下肢不自由の場合) 両股関節機能障害4級×2(右股関節機能障害4級並びに左股関節機能障害4級)の場合の認定等級は3級となります。	
		障害の級別				障害の級別
	身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級、4級の1	1級から3級、4級の1		
		聴覚障害	2級、3級	2級、3級		
		平衡機能障害	3級	3級		
		音声機能障害	3級(咽頭摘出による場合に限り)			
		上肢不自由	1級、2級	1級、2級		
		下肢不自由	1級から6級	1級から3級		
		体幹不自由	1級から3級、5級	1級から3級		
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級(1 上肢のみの場合を除く)		1級、2級(1 上肢のみの場合を除く)
			移動機能	1級から6級		1級から3級(1 下肢のみの場合を除く)
		心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級		
		じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級		
		呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級		
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級		
		小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級		
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	1級から3級		
肝臓機能障害	1級から4級	1級から4級				
療育手帳	障害程度区分が「A」	障害程度区分が「A」				
精神障害者保健福祉手帳	障害程度区分が「1級」	障害程度区分が「1級」				
減免額	自動車税	軽自動車税	自動車取得税			
	45,000円(重課対象自動車は49,500円)を限度として減免	全額免除	取得価格又は300万円のいずれか低い額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を減免			

(2) 共通の各種割引制度等

※割引制度を利用する場合は、各事業者で割引が異なる場合や適用されない場合がありますので、詳細は各事業者にご確認ください。

平成26年4月1日現在

制度	内 容				備考	
JR旅客鉄道株式会社 の旅客運賃割引	割引対象	身体障害者手帳又は療育手帳所持者				<ul style="list-style-type: none"> ・第1種及び第2種は、JRの運賃割引規則による障がい程度の区分で、身体障害者手帳及び療育手帳に表示されています。 ・窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して、割引乗車券を購入してください。 ・乗車中は手帳を携帯してください。 ・介護者の割引は、本人と同一区間の乗車券類を購入する場合に限って適用されます。
		第1種の表示がある場合		第2種の表示がある場合		
	普通・定期・回数乗車券 普通急行券	普通乗車券	普通乗車券	定期乗車券		
	本人及びその介護者	本人(介護者が付き添わず、単独で乗車する場合)	本人(単独で乗車する場合)	12歳未満の手帳所持者及びその介護者		
割引条件等	介護者と一緒に乗車する場合、片道100km以内の普通乗車券も割引になります。			片道100kmを超える場合に限り、割引になります。	小児定期乗車券を除きます。(小児本人は、大人用通学定期運賃の半額になります。)	
割引率	50%					
航空運賃割引	割引対象者 (12歳以上)	第1種の表示がある身体障害者手帳所持者		第2種の表示がある身体障害者手帳所持者		<ul style="list-style-type: none"> ・12歳未満の方に発行する療育手帳には、航空運賃割引の表示をしていません。12歳到達時に、証明を受けてください。
		航空割引欄に「本人・介護者」と表示された療育手帳所持者		航空割引欄に「本人」と表示された療育手帳所持者		
	本人及び介護者		本人			
割引率	各航空会社・路線により異なります。					
電車(一畑電車) の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者				<ul style="list-style-type: none"> ・第1種、第2種(精神障害者保健福祉手帳は1～3級)の区分に関係なく、介護者も割引対象になります。
	割引率	50%				
バス(県内事業者) の運賃割引	割引対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳所持者 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 第2種の表示がある場合：本人 				<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳所持者についても、割引対象とされている場合があります。(石見交通・一畑バスなど)
	割引率	50%				
旅客船(隠岐汽船) の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者		<ul style="list-style-type: none"> ・乗船手続き(購入時)の際に、手帳を提示してください。
		第1種の表示がある場合	第2種の表示がある場合			
	本人及びその介護者		本人		本人	
割引率	50%					
タクシーの運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者				<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
	割引率	10%(10円未満の端数切り捨て)				
有料道路通行料金の割引 (ETC割引)	割引対象となる障がい者	障がい者本人が運転する場合		障がい者本人以外の方が運転し、障がい者が同乗する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・事前の登録が必要です。(申込先は市町村) ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 ・手帳のほかにも提出が必要な書類等がありますので、市町村窓口で確認してください。 ・ETCの時間帯割引は重複して適用されません。
		身体障害者手帳所持者(第1種・第2種とも)		第1種の表示がある身体障害者手帳又は第1種の表示がある療育手帳所持者		
	割引対象となる自動車	障がい者本人又は家族等が所有する自動車であって、あらかじめ市町村に届け出て登録されたもの(障がい者1人につき1台) ※ETCを利用する場合は、事業者への登録も必要です。				
割引率	50%					
NHK放送受信料の減免	減免対象世帯	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯員がいる市町村民税非課税世帯		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が重度身体障がい者、重度知的障がい者又は重度精神障がい者である世帯 ・世帯主が視覚又は聴覚障がい者である世帯 		<ul style="list-style-type: none"> ・申込先はNHK松江放送局です。 ・市町村窓口で申請書に免除事由の証明を受けた上でNHKへ提出(郵送可)してください。(または手帳、住民票等必要書類、印鑑をNHKに持参して申請してください。)
	減免内容	全額免除		半額免除		
電話番号案内料金の免除	免除対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・次の身体障害者手帳所持者 ア.視覚障害1～6級 イ.肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1～2級 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 				<ul style="list-style-type: none"> ・事前に利用者の登録が必要です。 ・ふれあい案内(0120-104174)へ連絡してください。
携帯電話・PHSの割引サービス	割引内容	携帯電話			PHS	申込時に手帳を提示してください。
		NTTドコモ	au by KDDI	ソフトバンクモバイル	ウィルコム	
	FOMA基本使用料(60%)、タイプXi基本使用料(596円)、各種サービス使用料(60%)、テレビ電話通話料(音声通話料と同額)	基本使用料(50%)、通話料(au携帯等50%、他社携帯等20%)、Cメール送信料(50%)	料金プランごとに異なる。(ホワイトプランの場合、基本使用料(無料)、TVコール(50%)、パケット放題(下限額0円～)	定額料金プランに、障がい者を対象とした低料金の設定あり。		
	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者				
申込先	各社のサービスショップ、取扱店など					

(3) 市町村別助成事業

事業例：鉄道・バス・タクシー運賃等の助成、施設等通所費助成、医療費助成、通院交通費助成、障害者扶助料等福祉手当、公営住宅入居優先、公営住宅家賃減免、上下水道料金減免等

※ ホームヘルプサービスは、全市町村で実施しています

平成26年4月1日現在

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
松江市	松江市内路線バス等運賃の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、松江市に住民登録を有する者	①路線バス 松江市交通局（レイクライン除く）、一畑バス（高速バス、空港・隠岐汽船連絡除く）、日ノ丸バス（隠岐汽船連絡除く）の松江市内区間運賃を助成 視覚障害1・2級、療育A→本人無料、介護者（1名）無料 身体障害者運賃減額第1種（視覚障害1・2級を除く）、療育B →本人無料、介護者（1名）半額 身体障害者運賃減額第2種、精神障害者 →本人無料 ※重度の障がいがあり、屋外での移動に介護者が2名必要な場合は、上記に加えて介護者1名が無料 ②コミュニティバス→本人、介護者とも半額 定期券購入者へは、その代金を助成
	通院交通費の助成（タクシー利用料助成）	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者	在宅で通院・リハビリ及び、松江市役所（支所）・障がい者団体事務局（松江市総合福祉センター、いきいきプラザ島根、ライトハウスライブラリー）を利用する場合、1回乗車で500円助成の利用券を6枚/月交付
	通院交通費の助成（人工透析通院費助成）	じん臓機能障害1級の手帳を所持し、かつ週2回以上の人工透析通院者	自家用車の場合（自宅等から医療機関まで直線距離で5km以上の方）…1通院当たり500円（月2,000円上限） 公共交通機関の場合…交通費（障害者割引後運賃）の半額 タクシーの場合…タクシー利用料助成に加え、週2回通院の方は500円利用券を2枚/月、週3回以上通院の方は6枚/月を追加交付
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者を構成員に有する世帯（単身者を含む）	抽選回数の1回増、入居収入基準額の上限緩和
		障がい者手帳所持者	駐車場代免除
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、20万円を限度として助成（事前相談）
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障がい者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成（事前相談）
福祉車両購入費（改造費）助成金	身体障害者手帳所持者	障がい者本人または介護者が所有する福祉車両（車椅子対応車両）の購入または改造に要する経費の2/3以内で20万円を限度として助成（事前相談）	
浜田市	①タクシー等利用料金助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳所持者	年間13,500円分のバス券またはタクシー券の交付（人工透析利用者は通院距離が片道2km以上の通院距離によりタクシー券を増額します。）
	②人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成	人工透析患者・精神障害者保健福祉手帳所持者	通院距離が片道2km以上の医療機関受診者で、自己負担金の半額をバス料金で計算して助成
	※①・②の助成はどちらか一方の選択です		
	各種手数料の免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	住民票、所得証明書等
ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	基準額内で、日常生活用具給付費にかかる本人自己負担額の半額を補助	

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
浜田市	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、10万円を限度として助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成
	移動補助用具購入補助	身体障害者1・2級（下肢、体幹）手帳所持者	障害者及びその介護者が運転する乗降装置付き自動車の購入または自動車の改造費の2/3以内の額（40万円を限度。ただし簡易移乗補助用具は10万円を限度）から自己負担金を控除した額を助成
	市営バス運賃割引（三隅・金城・旭・弥栄自治区）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳の提示で通常運賃の1/2を減免
	旭町移送サービス	身体障害者手帳1・2級 要介護3（介護保険法）以上	1回500円で福祉車両による移送サービス（市外1回1,000円）
出雲市	障がい者福祉タクシー事業	身体障害者1・2級手帳、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級（在宅）	500円利用券、年間36枚（視覚1，2級は72枚） 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合：交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合：世帯全員
	更生医療市助成	身体障害者手帳所持者	課税世帯の場合、入院10,000円、通院6,000円を超える自己負担分を助成 非課税世帯の場合、入院5,000円、通院3,000円を超える自己負担分を助成
	自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳所持者	身体障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成（経費の2/3以内、限度額10万円）
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	身体障害者が所有し運転する自動車を改造した場合の助成（限度額10万円）
		身体障害者手帳（肢体不自由2級以上）所持者	身体障害者が自動車に昇降するために改造した場合（経費の2/3以内、限度額40万円）
益田市	市営生活バス運賃の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃の半額減免
	タクシー利用料金助成	身体障害者（下肢・体幹・視覚障害の1、2級。上肢障害の1、2級で上記の障害3級以下を重複で持つ方。）	500円利用券年間12枚交付
	通院交通費助成（益田地域）	血液透析通院者（身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者）	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃の1/4（または基準額）×通院日数を助成
	通院交通費助成（美都・匹見地域）	血液透析通院者（身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者）	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃半額を助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者（1～4級）	運転免許の取得に要する経費の一部助成（必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする）（事前相談）
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成（事前相談）
大田市	タクシー利用補助	身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）所持者	500円利用券年間24枚交付
	ストマ用器具	身体障害者手帳所持者	生活保護世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし 市民税課税世帯は排泄管理支援用具の特例により、自己負担は、5/100（ただし、いずれも基準額の範囲内において）
	通院交通費の助成	人工透析患者（じん臓機能障害の記載がある身体障害者手帳所持者）	バス利用運賃の1/4、JR列車利用運賃の1/2、病院が実施している有料送迎バス等利用料の1/2助成。片道2km以上、補助額上限2万円/月 なお、通院に週2回以上、個人でタクシーを利用する場合、通院距離に応じて別途助成あり。

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
大田市	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者（肢体不自由1～4級）	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成（要事前相談）
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者（1～4級）	運転免許の取得に要する経費の一部助成（必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする）
	障害者マッサージサビズ事業	身体障害者手帳所持者のうち、体幹機能障害、上肢機能障害又は下肢機能障害の障害等級が1級から3級の者	利用期間内に大田市鍼灸マッサージ師会所属の治療院で施術を受ける場合、1回につき1,000円割引（2回分）を行う。
安来市	広域バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	ストマ用装具費助成	身体障害者手帳所持者	日常生活用具交付の本人負担額の半額 ただし、所得税非課税世帯者のみ。
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者のうち、上肢・下肢又は体幹機能に障害がある者	自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費の全額（ただし、10万円を限度とする）
	運転免許取得費助成	身体障害者手帳・療育手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の一部助成（必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする）
	リフト車等運行	身体障害者手帳所持者で常時車イス使用者、視覚障害1・2級	運行費用に応じ助成（年48枚の利用券を発行）
	人工透析患者通院費助成	腎臓機能障害1級の人工透析通院者（所得制限あり）	公共交通機関を利用したものとみなし計算した助成基本額の1/2以内。
江津市	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	日常生活用具給付制度の特例により、自己負担額を半額にしている。
	通院交通費の助成	人工透析通院者、精神手帳所持者	交通費の半額、月1万円上限（非課税世帯）
	生活バス運賃割引	身体障害者手帳所持者	利用料金の半額
	タクシー利用料金助成	身体障害者1・2級（下肢、体幹・視覚）手帳所持者（在宅）	年間500円利用券24枚を交付
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成（事前相談要）
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成（事前相談要）
雲南市	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	重度障害者等日常生活用具基準額を上限として自己負担額の1/2助成
	市営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	市民バス優待回数券を利用したタクシー料金助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	市民バスの回数券を通常より割り引いた優待回数券を左記対象者に限定して販売。 市民バス及び市内タクシーの料金支払いに利用できる。（タクシーでは1回1200円まで。） 運転免許証を自主返納した方には、申請により総額20,000円以内で優待回数券（7200円分以上）と温泉施設入浴券を無料交付。
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者	入居選考の際の優遇

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
雲南市	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成（経費の2/3以内、限度額10万円）
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成（限度額10万円）
	移動補助用具購入補助	下肢、体幹機能障害2級以上の身体障害者または当該障害者と生計を一にしている者	購入又は改造に要する経費の2/3の額（上限40万円）
	重度障害者等介護手当	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者等を在宅で介護している者	介護者に月額5,000円（所得税非課税世帯：月額6,000円）
	人工透析患者通院費助成	人工透析通院者	交通費の半額
	視覚障害者タクシー利用料助成	在宅の身体障害者手帳視覚障害1・2級	500円利用券年間20枚
奥出雲町	町営路線バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者	交通費の半額
	CATV受信料	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	減免
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳（1～4級）または療育手帳所持者	免許取得に要した費用の2/3を上限とする。ただし一人当たり10万円を限度
	自動車改造費助成	免許の条件により自動車を改造する必要がある身体障がい者	障がい者の所有し、運転する自動車を改造した場合に経費の一部を助成（1件当たり10万円を限度とし、1車両1回限り）
	外出支援サービス	身体障害者手帳1、2級等の下肢障がい等により、車いすでないで外出できない者又は重度の視覚障がい者	福祉車両による無料送迎、またはタクシー券を年に最大60,000円分給付
	通院交通費の助成	人工透析通院者	鉄道を利用して通院するときの通院実費の1/2の額。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1/2の助成。（基本額は町の規定による）
	通院医療費の助成	人工透析通院者	本人負担実費の3/4を助成
飯南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	バス運賃基準の1/2を助成
	通院医療の助成	人工透析通院者	透析治療にかかる医療費の自己負担額の1/2を助成
	社会福祉施設通所交通費助成	20才未満の社会福祉施設通所者	交通費の1/4を助成（上限7,000円/月）
川本町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳・療育手帳所持者	交通費の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費の1/4を助成

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
美郷町	町内路線バス運賃の助成	介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	割引券（200円で乗車） 年100枚
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具費全額助成（上限12,000円／月）
	通院費助成	身体障害者手帳所持者（人工透析患者のみ）	通院交通費全額助成（自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出）
邑南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	交通費の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費全額（課税世帯は9割）助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具交付の本人負担額の助成
津和野町	通院交通費の助成	人工透析通院者	交通費の半額
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として自己負担の1/2を助成
	タクシー利用券交付	身体障害者1種1・2級、2種1・2級肢体、体幹、視覚障害と療育A手帳所持者	500円利用券 年48枚交付
吉賀町	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費半額助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として本人負担額の2分の1助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成（限度額10万円）
	自動車運転免許取得費補助金	身体障害者手帳所持者および療育手帳所持者	自動車運転免許取得に関する経費の2/3（上限10万円）
海士町	通院交通費・宿泊費の助成	人工透析通院者	交通費の半額、宿泊代2,500円／1泊
	海士町保健センター使用料割引	所得税非課税世帯	風呂、プール等半額
西ノ島町	通院交通費・宿泊費の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者	町営バス利用運賃の1/2
	町営住宅の優先入居	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	入居選考の際の優遇
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
知夫村	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成

(4) 県立施設の利用率減免

平成26年4月1日現在

所在地	施設名	実施内容	休業日	対象者
松江市	県立美術館	観覧料無料	毎週火曜日 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
松江市	県立八雲立つ風土記の丘 展示学習館	入館料無料	毎週火曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始 特別展前後臨時休館(電話でお確かめ ください。)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
出雲市	県立古代出雲歴史博物館	観覧料無料	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
出雲市	花ふれあい公園 しまね花の郷	入場料 半額免除	3/1~11月末 無休 12/1~2月末 毎週火曜日(祝日の場 合は翌日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
出雲市	県立宍道湖自然館 ゴビウス	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
大田市	県立三瓶自然館 サヒメル	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日。夏 休み期間は無休) 3月・12月の各第1月曜日から金曜日ま で(各5日間) 9月29日(月)から10月3日(金)まで(5 日間) 年末年始(12月29日~1月1日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
大田市	県立三瓶小豆原埋没林公園	入園料 半額免除	年末年始(12月29日~1月1日) 12月1日(月)から12月5日(金)まで(5 日間)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
浜田市	しまね海洋館 アクアス	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌日。ゴー ルデンウィーク、夏休み・冬休み・春 休み期間、年末年始は無休)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(重度障がい者の介助 者は、1人に対し1人まで全額免除)
益田市	県立石見美術館	観覧料無料	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
出雲市	県立青少年の家 サン・レイク	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日(7月~9月は無休)、祝 日、年末年始、2月10日	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
江津市	県立少年自然の家	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日、祝日、年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
松江市	県立水泳プール	使用料 半額免除	毎週月曜日(7月~8月は無休) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
浜田市	県立体育館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
益田市	県立サッカー場	使用料 半額免除	毎週月曜日 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)

所在地	施設名	実施内容	定休日	対象者
松江市	県立武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
浜田市	県立石見武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
松江市	島根県立はつらつ体育館	使用料無料	毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者又はその資格の対象 に準ずる障がいのある者(介助者は1人 に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立浜山公園(体育館設備の 一部・陸上競技場・補助競技 場・テニスコート)	使用料 (個人利用) 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合翌平日)(体育 館のみ) 年末年始(共通)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)
雲南市・ 奥出雲町	さくらおろち湖周辺スポーツ 施設 (自転車競技施設・ボート競 技施設)	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)・年 末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し 1人まで全額免除)

(注) 入館(利用)時に手帳を提示してください。

6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）

平成26年4月1日現在

市町村名	対 象 者	サ ー ビ ス の 内 容
松江市	自立支援医療（精神通院）対象者	①病院・診療所等の自己負担月額のうち、千円を超える額を助成 ②薬局の自己負担額の全額を助成
	18歳未満（高校3年生以下、就労していても対象）で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児（両耳の聴力30dB以上70dB未満）	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成（千円未満切捨て）（購入前申請必要）
浜田市	自立支援医療（精神通院）対象者	非課税の方を対象に、通院医療費の自己負担額を半額助成
出雲市	自立支援医療（精神通院）対象者	自己負担する医療費の半額を助成
	自立支援医療（育成医療）対象者	入院2,000円、通院1,000円を超える自己負担分を助成
	車椅子でなければ外出できない者（在宅）	障がい者福祉タクシー利用券（500円・年間72枚） 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合：交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合：世帯全員
	ストレッチャーでなければ外出できない者（在宅）	障がい者福祉タクシー利用券（500円・年間144枚） 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合：交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合：世帯全員
	人工透析で通院する患者	通院医療機関への距離が片道5km以上（医療機関の送迎等は除く）の場合、距離に応じて交通費を助成
益田市	自立支援医療（精神通院医療）対象者であり、その所得区分が非課税世帯の者	自己負担上限額の半額（1,250円又は2,500円）を超える額を助成
大田市	特定疾患治療研究事業実施要綱に定める対象疾病患者	バス利用運賃の1/4、JR列車利用運賃の1/2、病院が実施している有料送迎バス等利用料の1/2助成。片道2km以上、補助額上限2万円/月 なお、通院に週2回以上、個人でタクシーを利用する場合、通院距離に応じて別途助成あり。
	自立支援医療（精神通院）対象者	通院医療費の自己負担額の半額助成
安来市	自立支援医療（精神通院）対象者	精神医療費 非課税の方を対象に、自己負担する医療費の半額を助成
江津市	自立支援医療（精神通院）対象者	非課税の方を対象に通院医療費の自己負担額の半額助成
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器購入費の9割 ※ただし基準額あり（差額は自己負担、購入前申請必要）
雲南市	自立支援医療（精神通院）対象者	医療費：自己負担額の3/4助成 交通費：交通費の半額（上限5,000円/月）
	ストレッチャー等でなければ外出できない者（在宅）	福祉タクシー利用券（500円、年間60枚又は120枚）
奥出雲町	自立支援医療（精神通院）対象者	交通費：町外の指定医療機関に鉄道を利用して通院するときの通院実費の半額助成。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1/2を助成。（基本額は町の規定による） 医療費：自己負担額の3/4助成
	障害福祉サービス事業所通所者（5日/月以上通所）	通所交通費全額又は9割負担

市町村名	対 象 者	サ ー ビ ス の 内 容
飯 南 町	障がい福祉サービス利用者	交通費半額助成（町営バス運賃割引）
	自立支援医療制度対象者（精神通院公費）	通院交通費半額助成
	自立支援医療制度対象者（精神通院公費）	通院医療費の自己負担額の3/4を助成
川 本 町	自立支援医療（精神通院）対象者	通院交通費の1/2助成（月2回まで。上限1万円/月）
	自立支援医療（精神通院）対象者	通院医療費 1医療機関につき、自己負担が1,000円を上回る場合に差額を助成
美 郷 町	一般就労を目的とした就労支援を受けるために事業所へ通所する障害者（身体、知的、精神）	交通費全額助成（自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。）
	地域活動支援センター通所者（継続的利用者）	交通費全額助成（自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。）
	自立支援医療（精神通院）を受給する者	通院交通費助成（往復月2回まで、自家用車の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出）
邑 南 町	授産施設等通所者	通院交通費助成 上限10千円（課税世帯は5千円）
	精神通院医療費公費負担患者	通院医療費 半額助成 通院交通費 全額助成（月4回を上限、課税世帯は半額）
津和野町	自立支援医療（精神通院）対象者	通院医療費 精神通院医療について自己負担額を全額助成 通院交通費 半額助成（上限5千円/月）
	町営バス乗車料助成	町内医療機関受診の際の町営バス復路乗車券を医療機関で配布
吉 賀 町	精神障害者通院患者	通院交通費半額助成（上限5千円/月） 通院医療費の自己負担額
	デイサービス施設（障害児）通所者	通院公共交通費半額助成
海 士 町	隠岐養護学校通学者	交通費の半額助成
	共同作業所通所者	交通費の半額助成
西ノ島町	自立支援医療（精神通院）受給者証所持者・通所サービス利用者	町営バス利用運賃の1/2
	中学生以下の児童、不妊治療を受ける方、必要な付添者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	中学生以下の児童	医療費の自己負担額を全額助成
知 夫 村	通院医療費公費負担患者	通院交通費 本人 8,000円/1回 付添い 4,000円/1回
		通院医療費 月額自己負担上限額の1/2を償還払い
隠岐の島町	人工透析で通院する患者	通院費助成 3万円/年
	自立支援医療（精神通院）を受給する者	通院医療費助成 自己負担額の50/100以内

7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧

(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）

平成26年4月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号	精神 病床数	指定病院 指定 病床数
松江	松江赤十字病院	690-8506	松江市母衣町200番地	0852-24-2111	45	4
	松江市立病院	690-8509	松江市乃白町32-1	0852-60-8000	50	4
	医療法人青葉会松江青葉病院	690-0015	松江市上乃木五丁目1番8号	0852-21-3565	300	5
	医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456	161	8
	こなんホスピタル	699-0402	松江市宍道町白石129番地1	0852-66-0712	147	4
	社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411	280	8
雲南	医療法人コスモ会奥出雲コスモ病院	699-1311	雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950	100	—
出雲	医療法人同仁会海星病院	693-0011	出雲市大津町3656-1	0853-21-3521	166	6
	島根県立こころの医療センター	693-0032	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556	242	県立
	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	30	国等
	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111	40	県立
大田	医療法人恵和会石東病院	694-0064	大田市大田町大田イ860-3	0854-82-1035	168	5
浜田	社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390	410	8
益田	医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711	215	7
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	08512-2-1356	22	—

(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所

平成26年4月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
松江	心身一如医食同源心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人医療 医食同源心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	漢方女性クリニック・mio	690-0003	松江市朝日町498松江センタービル2階	0852-28-0211
	飯島クリニック	690-0007	松江市御手船場町568太田ビル3F	0852-23-1007
	島根県立心と体の相談センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5905
	レディースメンタルクリニック一粒の麦	690-0017	松江市西津田3丁目13-21	0852-67-3100
	やましろクリニック	690-0031	松江市山代町1001番地	0852-27-9696
	釜瀬クリニック	690-0052	松江市堅町81番地	0852-22-1266
	こころの診療所細田クリニック	690-0058	松江市田和山町137	0852-24-3200
	医療法人社団正心会 松北診療所	690-0822	松江市下東川津町251-1	0852-27-1000
	心身一如医食同源心療漢方内科日本ホリスティッククリニック	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-27-1135
	心療内科漢方内科全人統合医療日本ホリスティッククリニックインターナショナルディビジョン	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-31-1301
	心療内科漢方松江クリニック	690-0825	松江市学園1-7-35 アパルトマンのつ306	0852-27-1311
	メディカルカウンセリングセンタークリニック大竹	690-0826	松江市学園南二丁目12番5号	0852-31-7100
	小松クリニック	690-0876	松江市黒田町30-4	0852-59-5218
	さんメンタルクリニック	690-0884	松江市南田町95番地17あさひビル3階	0852-20-2807
	杉原クリニック	692-0022	安来市南十神町19-9	0854-22-1222

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
雲南	飯南町立飯南病院	690-3207	飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221
	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96番地1	0854-43-2390
	自然治癒力活性全人医療心療内科漢方内科 横田駅前スサノオクリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1017-8	0854-52-1311
	永生クリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1063番地1	0854-52-0250
出雲	さとうクリニック	691-0001	出雲市平田町989番地1	0853-62-4311
	さつきクリニック	691-0001	出雲市平田町2944番地20	0853-63-5601
	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111
	出雲市駅南ロクリニック	693-0008	出雲市駅南町一丁目3番地2	0853-24-8768
	医療法人同仁会あさひクリニック	693-0021	出雲市塩冶町950-2	0853-20-1058
	竹内クリニック	693-0021	出雲市塩冶町1466-1	0853-23-8686
	日本ホリスティッククリニック佐々木医院	693-0028	出雲市塩冶善行町14-1	0853-25-1311
	医療法人エスポアール出雲クリニック	693-0051	出雲市小山町361-2	0853-21-9779
	まつぎきクリニック	693-0068	出雲市姫原4-10-2	0853-31-7700
	大田	大田市立病院	694-0063	大田市大田町吉永1428-3
邑智郡公立病院組合公立邑智病院		696-0193	邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111
浜田	たかさごクリニック	695-0011	江津市江津町1110-15	0855-52-5100
	心療内科田中クリニック	697-0023	浜田市長沢町3156	0855-24-1650
	社会医療法人清和会 こころクリニックせいわ	697-0026	浜田市田町52-7	0855-28-7350
	小池医院	697-1322	浜田市日脚町425番地	0855-27-1020
益田	おちハートクリニック	698-0041	益田市高津8丁目5-2	0856-23-1588
隠岐	国民健康保険知夫村診療所	684-0101	隠岐郡知夫村大江1106-3	08514-8-2011
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	08514-7-8211
	海士町国民健康保険海士診療所	684-0403	隠岐郡海士町海士1466	08514-2-0200

(3) 老人性認知症疾患治療病棟設置病院

平成26年4月1日現在

医療機関名	〒	所在地	電話番号
医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456
社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390
医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711

(4) 応急入院指定病院

平成26年4月1日現在

医療機関名	〒	所在地	電話番号
社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
島根県立こころの医療センター	693-0032	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556
社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390

8. 精神保健福祉デイ・ケア、グループ一覧

平成26年4月1日現在

(1) 精神保健福祉デイ・ケア

精神障がい者等に対して行う通院医療の一形態。医療チームが昼間の一定時間に集団精神療法や作業指導、レクレーション活動等を行う。診療報酬が適用される。

① 精神科デイ・ケア

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市立病院精神科デイケア	毎週火・水・木曜日	〒690-8509 松江市乃白町32-1 松江市立病院精神科外来	0852-60-8000
	八雲病院精神科デイケア たんぼぼ	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院地域連携室	0852-23-3456
	安来第一病院デイケア ドリーム	毎週月曜日～土曜日	〒692-0011 安来市安来町899-1 安来第一病院外来（デイケアセンター）	0854-22-3411
	こなんホスピタル精神科デイケア ふれんず	毎週月曜日～金曜日	〒699-0402 松江市宍道町白石129-1 こなんホスピタル精神科デイケアふれんず	0852-66-0712
	松江青葉病院 デイケアあおば	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおば	0852-21-3565
	釜瀬クリニック精神科デイケア 堅町デイハウス	毎週月曜日～金曜日	〒690-0052 松江市堅町81 釜瀬クリニック	0852-22-1266
	小松クリニックデイケア ANDANTE	毎週月・火・木・金・土曜日 (金の午前中は女性のみ)	〒690-0876 松江市黒田町30-4 小松クリニック	0852-59-5218
	杉原クリニックデイケア とかみクラブ	毎週土曜日	〒692-0022 安来市南十神町19-1 杉原クリニック	0854-22-1222
雲南	奥出雲コスモ病院外来デイケア	毎週木曜日	〒699-1311 雲南市木次町里方1275-2 奥出雲コスモ病院精神科外来	0854-42-3950
出雲	県立こころの医療センターデイケア	毎週月曜日～金曜日	〒693-0032 出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556 (代表)
	あさひクリニックデイケア ひだまり	毎週月曜日～土曜日	〒693-0021 出雲市塩冶町950-2 あさひクリニック	0853-20-1058
	エスポアール出雲クリニック ピノキオ	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-25-3948
大田	石東病院 精神科デイケア はばたき	毎週月曜日～金曜日	〒694-0064 大田市大田町大田イ860-3 石東病院精神科デイケア はばたき	0854-82-7439
浜田	西川病院精神科デイケア 来夢	毎週月曜日～金曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院精神科デイケアセンター	0855-22-5272
	心療内科田中クリニック エアリーハウス	毎週月・火・木・金	〒697-0023 浜田市長沢町3169-1 心療内科田中クリニック	0855-22-4970
益田	松ヶ丘病院精神科デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

② 重度認知症患者デイ・ケア

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
八雲病院デイケアやくも	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院デイケアやくも	0852-23-3456 (呼出)
エスポアール出雲クリニック 小山のおうち	毎週月曜日～土曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-21-9779
西川病院デイケア “ゆうゆう”	毎週月曜日～金曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院デイケア “ゆうゆう”	0855-22-3033
松ヶ丘病院デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

③ 高次脳機能障がいデイ・ケア

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江青葉病院 デイケアあおば	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおば	0852-21-3565
エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	0853-25-3949
松ヶ丘病院精神科デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

(2) 行政機関が開催するグループ活動

① 市町村によるグループ

地域で暮らす精神障がい者の社会参加の促進や仲間との交流を図るために市町村で行われるレクレーション活動や創作活動等の事業。

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市大野しあわせ会	毎月第2木曜日	〒690-8540 松江市末次町86 松江市役所 保健福祉課家庭相談室	0852-55-5236
	松江市鹿島町つばき	毎月1回	〒690-0401 松江市鹿島町佐陀本郷640-1 松江市役所鹿島支所 市民生活課	0852-55-5706
	松江市東出雲町デイケア	年9回	〒699-0192 松江市東出雲町揖屋1142 松江市役所東出雲支所 市民生活課	0852-55-5844
雲南	奥出雲町緑風会	年1回	〒699-1511 仁多郡奥出雲町三成1622-2 奥出雲健康センター内 奥出雲町役場健康づくり推進課	0854-54-2781
	飯南町かざぐるまの会	月1回	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2064 飯南町役場 保健福祉課	0854-72-1770
浜田	浜田市旭町れんげ会	毎月1回	〒697-0425 浜田市旭町今市637 浜田市旭支所 市民福祉課	0855-45-1435
益田	津和野町患者会紅くじゃくの会	毎月1回	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6 津和野町役場 健康福祉課	0856-72-0657
	吉賀町なかよし会	毎月1回	〒699-5501 鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場 保健福祉課	0856-77-1165
隠岐	海士町デイケアさくら会	毎月第2・4火曜日	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場 健康福祉課	08514-2-1822
	西ノ島町デイケアつばき会	毎月3回	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534 西ノ島町役場 健康福祉課	08514-6-0104
	知夫村デイケア笑庵	年4回	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065 知夫村役場 村民福祉課	08514-8-2211
	隠岐の島町デイケア若葉会	毎月1回	〒685-0021 隠岐郡隠岐の島町岬町四309-1 地域活動支援センター 太陽	08512-2-5699

② 思春期・青年期グループ

主としてひきこもりの悩みを抱える者が、安心して定期的に通うことができる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図ることを目的としたグループ。

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
思春期・青年期グループ（クローバー）	毎週木曜日	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 島根県立心と体の相談センター 相談・判定課	0852-32-5905

9. 精神家族会一覧

平成26年5月現在

家族会名	会員数	郵便番号	所在地
松江市立病院光雲会	7	690-8509	松江市乃白町32-1 松江市立病院精神科
松江赤十字病院家族会	4	690-8506	松江市母衣町200 松江赤十字病院精神科
特定非営利活動法人八雲会	25	690-0033	松江市大庭町下の原761-1
NPO法人松江さくら会	22	690-0047	松江市嫁島町4-29
特定非営利活動法人松江あけぼの会	10	690-0823	松江市西川津町2652-13
島根町かもめ会	3	690-0401	松江市島根町加賀1175-1
東出雲町家族会すみれ会	11	699-0101	松江市東出雲町掛屋1142
宍道碧雲会	13	699-0405	松江市宍道町上来待213-1
コスモス会	1	690-1406	松江市八束町二子926-5
虹の元会（旧まるべり一家族会）	10	690-0064	松江市天神町93 「まるべりー松江」内
安来第一病院家族会	11	692-0011	安来市安来町899-1 安来第一病院医療相談室
奥出雲町精神障害者家族会	14	699-1511	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎
雲南市精神障がい者家族会	47	699-1344	雲南市木次町木次1013-1 雲南市役所健康推進課
飯南町家族会やまゆりの会	14	690-3207	飯石郡飯南町頓原2046 保健福祉センター
家族会海星会	5	693-0011	出雲市大津町3656-1 海星病院医療相談課
こころの会	23	693-0032	出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター
斐川町心の健康を守る会	7	699-0505	出雲市斐川町莊原町1655（会長自宅）
ひらた・さつき家族会	10	691-0001	出雲市平田町2112-1 障害者ミニデイサービス「フィリア」内
大社町希望の会	7	699-0701	出雲市大社町杵築東579 大社町障害者共同作業所なかよし
大田地域家族会親和会	25	694-0064	大田市大田町大田口810-30
川本町家族会	4	696-8501	邑智郡川本町川本545-1 川本町役場健康福祉課
邑南町家族会	8	696-0222	邑智郡邑南町下田所334 ハートフルみずほ内
西川病院家族会いわみ会	21	697-0052	浜田市港町293-2 西川病院医療相談室
松ヶ丘病院家族会「連理会」	20	698-0041	益田市高津4丁目24番10号 松ヶ丘病院内

家 族 会 名	会員数	郵便番号	所 在 地
益田地域家族会	4	698-0036	益田市須子町57-1
島後地区家族会	20	685-0021	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309番地1
西ノ島町家族会	14	684-0302	隠岐郡西ノ島町別府205-8 福) シオンの園ございな内
美郷町心の健康を守る会	5	699-4692	邑智郡美郷町粕淵373-1
知夫村家族会	6	684-0100	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内
美保関町ひまわり会	4	690-1312	松江市美保関町森山535-14 山根操様方
きょうだい・しまい「林泉の会」	2	690-0868	松江市湊北台34-2-238 岡澤様方
アクティブ工房家族の会	3	697-0052	浜田市港町284-8
海士町家族会	4	684-0403	隠岐郡海士町海士1470-1
出雲地域精神障がい者家族会	15	693-0014	出雲市武志町693-1
吉賀町希望の会	2	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課
合 計	401		

・上記は、島根県精神保健福祉会連合会の会員である家族会です。

平成10年3月に「島根県精神保健福祉会連合会」が法人化(社団法人)された。

平成26年4月に一般社団法人となった。

家 族 会 名	会員数	郵便番号	所 在 地	電話番号&FAX
島根県精神保健福祉会連合会	35団体 会員401名	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階内	0852-32-5927

10. 精神保健ボランティア組織一覧

平成26年5月現在、県内に精神保健ボランティアグループは8組織結成されている。

組織名	郵便番号	事務局住所	電話番号
松江ほほえみの会	690-0032	松江市大草町679-3	0852-28-5255 (FAX兼用)
出雲ほほえみの会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650 (FAX兼用)
うさぎの会	694-0041	大田市長久町長久口335-1 社会福祉法人 亀の子	0854-83-7882 (FAX兼用)
のぞみの会	697-0015	浜田市竹迫町2876	0855-22-2260 (FAX兼用)
七色の会	696-0314	邑智郡邑南町岩屋482	0855-83-1382 (FAX兼用)
さくらんぼの会	685-0011	隠岐郡隠岐の島町栄町1073	08512-2-3105 (FAX兼用)
こもれび	698-0041	益田市高津四丁目9-13	0856-22-7795 (FAX兼用)
つくしの会	699-1832	仁多郡奥出雲町横田924	0854-52-1281 (FAX兼用)

・上記は、組織結成の順番です。

平成16年9月に「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立された。

組織名	郵便番号	事務局住所	電話番号
島根県精神保健 ボランティア連絡協議会	691-0001	出雲市平田町140	0853-62-2346 (FAX兼用)

11. 精神当事者会一覧

平成26年5月1日現在

クラブ名	郵便番号	住 所	電話番号
つぼみ会	690-0045	松江市乃白町32-1 松江市立病院 精神科外来	0852-60-8000
かやの実会	690-0886	松江市母衣町200 松江赤十字病院 精神神経科外来	0852-24-2111
杉の実会	692-0011	安来市安来町927-2 安来地域活動支援センター ステップ	0854-23-0357
あじさいの会	690-0033	松江市大庭町1461-3 地域活動支援センター ビ・フレンジィング	0852-23-4111
四季の会	690-0888	松江市北堀48 アクティヴきたほり	0852-26-2222
アクティヴきたほり ピアサポートグループ	690-0888	松江市北堀48 アクティヴきたほり	0852-26-2222
緑風会	699-1511	奥出雲町三成1622-2 奥出雲健康センター内 奥出雲町役場 健康づくり推進課	0854-54-2781
サークル雲南	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6 地域活動支援センター パレット	0854-45-0020
あじさい会	699-0816	出雲市下古志町1574-4 県立こころの医療センター 総合リハビリテーション室	0853-30-0556
出雲人の会	699-0552	出雲市斐川町中洲391-2 コーポグリーンライフ12号 畑 貴純 様方	0853-72-0497
フィリア	691-0001	出雲市平田町911 障がい福祉サービス事業所 相談支援事業所 フィリア	0853-62-4782
三瓶友の会	694-0041	大田市長久町長久口267-6 地域活動支援センター のほほん内	0854-84-0273
ふたば会	697-0052	浜田市港町285-1 地域活動支援センター オアシス	0855-28-7311
たんぼぼ倶楽部	695-0011	江津市江津町49 梅田 繁 様方	0855-52-5893
吉賀町希望の会	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課	0856-77-1165

平成18年5月27日に「島根県精神当事者連絡会」が設立された。

組 織 名	郵便番号	住 所	電話番号
島根県 精神当事者連絡会	699-0552	出雲市斐川町中洲391-2 コーポグリーンライフ12号 畑 貴純 様方	0853-72-0497

(参 考)

島根県における「障害」表記の取扱いについて

【1】方 針

「障害」という表記について、障害者団体等からの「「害」の字に否定的な意味があるので「障がい」に改めてほしい」という要望等を踏まえ、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記にすることを原則とする。

【2】実 施 日

平成22年4月1日から実施する。

【3】実 施 内 容

- (1) 県が作成する公文書、啓発資料等について、従来、「障害者」、「障害」と表記していたものを、「障がい者」、「障がい」と表記する。
なお、「障がい者」について、「障がいがある人」、「障がいのある方」等の使用を制限するものではない。
- (2) 実施日以降、県が新たに作成する公文書等を対象とする。
- (3) 県民、市町村、関係機関、団体等に対し、県が使用するひらがな表記について理解を求めるが、それぞれの表記使用については、自主的判断に委ねるものとする。
- (4) 表記変更の適用例

区 分	種 別	備 考
表記変更をするもの	1. 公文書 2. 広報誌、啓発資料、チラシ、パンフレット、ホームページ 3. 計画等冊子、看板、標識	・本県の責任において作成・使用するものは、特段の支障がない限り変更する。 ・既存の各種計画や看板等については、今後、更新を行う際に合わせて変更する。
表記変更をしないもの	1. 法令、条例等の名称やこれらに規定されている用語 2. 団体、施設等の固有名称 3. 人や人の状態を表さないもの 4. その他適当でないもの	(例) 障害者自立支援法、障害基礎年金 (例) 障害者スポーツ協会 (例) 障害物、電波障害、交通上の障害 (例) 医療用語、学術用語等の専門用語著作物からの引用
	これらのうち、本県の責任において作成・使用するものは、今後、表記変更の定着状況や国等の動向をみながら、対応を検討する。	

業務概要平成26年度版（平成25年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3
いきいきプラザ島根（2階）
TEL 0852-32-5905
FAX 0852-32-5924
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 平成26年8月

◎この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

◎リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。